



# 第2次 古賀市生涯学習基本計画 2014～2023

古賀市・古賀市教育委員会



# 笑顔かがやき、ひろがり、未来へつなぐ 生涯学習社会の実現をめざして

このたび古賀市では、生涯学習社会を実現するための基本的な方向性を示した、第2次古賀市生涯学習基本計画を策定しました。

生涯学習は、一人ひとりの学びから始まるものです。そしてその学びは、さまざまな人との「対話」や生活の中での「実践」を通して深まり、ひろがっていくものです。

本計画は、第4次古賀市総合振興計画の都市イメージのひとつである「こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち」を、生涯学習の振興によって実現しようとするものです。社会環境や社会構造が大きく変化し、人々の価値観が多様化するなかで、第1次生涯学習基本計画の成果を継承しながら、改めて「生涯学習＝学び」が持つ本質的な意味や力を市民の皆さまと共有し、さまざまな人や団体が育ちあい、つながりあう地域社会を創造する、笑顔かがやく生涯学習社会の実現をめざしています。

市民の皆さまの一人ひとりの笑顔が、家庭を、地域を、そして古賀市を未来へつないでいく原動力になっていると確信しています。

本計画の策定にあたり多くの方々から貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきましたことに深く感謝を申し上げますとともに、今後とも生涯学習社会の実現に向け、ご支援・ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月



古賀市長 竹下 司津男

# 第2次古賀市生涯学習基本計画 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

- 1. 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2. 計画の位置づけと計画期間 ..... 2

## 第2章 古賀市におけるこれからの生涯学習振興

- 1. 「生涯学習社会」の基本的な考え方 ..... 3
- 2. 古賀市がめざす生涯学習 ..... 4
  - 「笑顔かがやく生涯学習」「ひろがる生涯学習」「未来へつなぐ生涯学習」
- 3. 生涯学習振興にたいせつな視点 ..... 5
  - (1) 「知識」「体験」「対話」を伴う学びの視点 ..... 5
  - (2) 学びと実践の循環の視点 ..... 5

## 第3章 生涯学習社会を実現するための目標と方策

- 1. すべての人に届く学習機会の充実 ..... 6
  - (1) 必要とされる学習課題の把握と分析 ..... 6
  - (2) 市の施策を通じた学習機会の提供 ..... 7
  - (3) 困難を抱える人への学習機会の確保 ..... 7
  - (4) 総合的な学習情報の収集及び発信 ..... 7
- 2. 学びと実践の循環によるコミュニティ（共同体）の活性化 ..... 9
  - (1) 校区コミュニティ活動の支援 ..... 9

(2) 分館活動による「ふるさとづくり」の支援 .....	9
(3) 「市民が社会を創る」市民活動の支援 .....	9
(4) エリア型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携・共働への支援 .....	11
<b>3. 誰もがいつでも学べる学習環境の整備充実</b> .....	<b>12</b>
(1) 生涯学習施設の充実と有効活用 .....	12
(2) 「生涯学習推進ゾーン」の整備と「生涯学習センター」の開設及び機能充実 .....	12
<b>4. 生涯学習を振興する体制の充実</b> .....	<b>15</b>
(1) 生涯学習の振興を支える人材の育成及び充実 .....	15
(2) さまざまな主体による連携・共働の推進 .....	15
(3) 総合的な生涯学習振興のための行政体制の確立 .....	16
(4) 生涯学習社会の実現に向けた計画の普及・啓発 .....	16

## 第4章 計画策定に向けたこれまでの生涯学習振興の動向

<b>1. これまでの取組と成果</b> .....	<b>17</b>
(1) 校区コミュニティを基盤としたまちづくりの推進 .....	17
(2) ボランティア活動の推進と「共働のまちづくり」への広がり .....	18
(3) 学習環境の整備・充実 .....	19
<b>2. 計画策定に向けて</b> .....	<b>20</b>
(1) 策定体制 .....	20
(2) 社会教育委員の会議からの提言 .....	21
(3) これからの課題 .....	23

## 参考資料

○第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会 .....	27
○これまでの取組と成果 .....	35

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の趣旨 .....

古賀市では、生涯学習の基盤整備とその推進を通して主体的に学び活動する人づくりを進め、住民一人ひとりが地域コミュニティづくりへ積極的に参画するまちづくりをめざし、平成15（2003）年度に生涯学習基本計画を策定しました。

この計画において、生涯学習振興の目標を「人として生き抜く優しさとたくましさを持った人づくり」と「活気と誇りに満ちたコミュニティづくり」と定め、各施策に基づいて実施される学習活動を通じて、総合的に人づくり・コミュニティづくりを進めてきました。

しかしながらこの間、社会情勢は刻々と変化し、それに応じて生涯学習を巡る議論や環境も変化してきました。

世界規模では、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。日本では長らく経済の停滞期が続いており、世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面しています。また雇用環境の変容による個人の生活基盤の不安定化、社会のつながりの希薄化、格差の再生産・固定化など、国内ではさまざまな問題が顕在化し、社会全体の活力低下や不安定化が懸念されています。

このように変化が激しく、多様化が一層進行する現代社会にあっては、一人ひとりが自分の人生を展望し、豊かで幸せを感じられる生涯を送ることが難しくなっています。このことは、個人にとっての問題だけでなく、社会全体のさらなる活力低下や不安定化につながる深刻な問題です。

このような状況から、今、改めて「生涯学習社会」の構築が求められています。

生涯学習社会とは、一人ひとりが生涯にわたって自発的に学び続け、必要とするさまざまな力を養う機会が保障され、そしてその力が社会全体の持続性や新たな価値の創造へとつながっていく社会のことです。

本計画では、古賀市におけるこれまでの生涯学習振興に関する取組やまちづくりへの関わりについて振り返り、昨今の動向を踏まえたうえで、改めて古賀市における生涯学習振興の目的を市民と共有し、生涯学習社会を実現するための基本的な方向性を示していきます。

## 2. 計画の位置づけと計画期間

本計画においては、教育委員会所管の生涯学習振興施策はもとより、市長部局で実施している施策に関しても生涯学習の観点からとらえ、生涯を通じた「学び」として体系化し、さまざまな施策を貫く計画として位置づけます。

すなわち、古賀市の平成24（2012）年度から10年間のまちづくりの指針となる第4次古賀市総合振興計画（マスタープラン）に対し、まちづくりにおける「豊かな土壌づくり」、生涯学習を通してさまざまな人や団体が育ちあい、つながりあい、ともに古賀市を支えていく土台づくりを担う計画として位置づけるものです。

ただし、それぞれの施策の具体的な推進に関しては、それぞれの施策に関わる計画や方針、個別の事業に基づいて実施するものとします。

なお、本計画の計画期間は平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間です。



### 生涯学習とは・・・

自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階（ライフステージ）での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う学習活動のことです。

教育基本法第3条では、「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、生涯にわたってあらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を生かすことのできる社会を教育全体で実現すること」が、生涯学習の理念という言葉で表されています。

## 第2章 古賀市におけるこれからの生涯学習振興

### 1. 「生涯学習社会」の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・

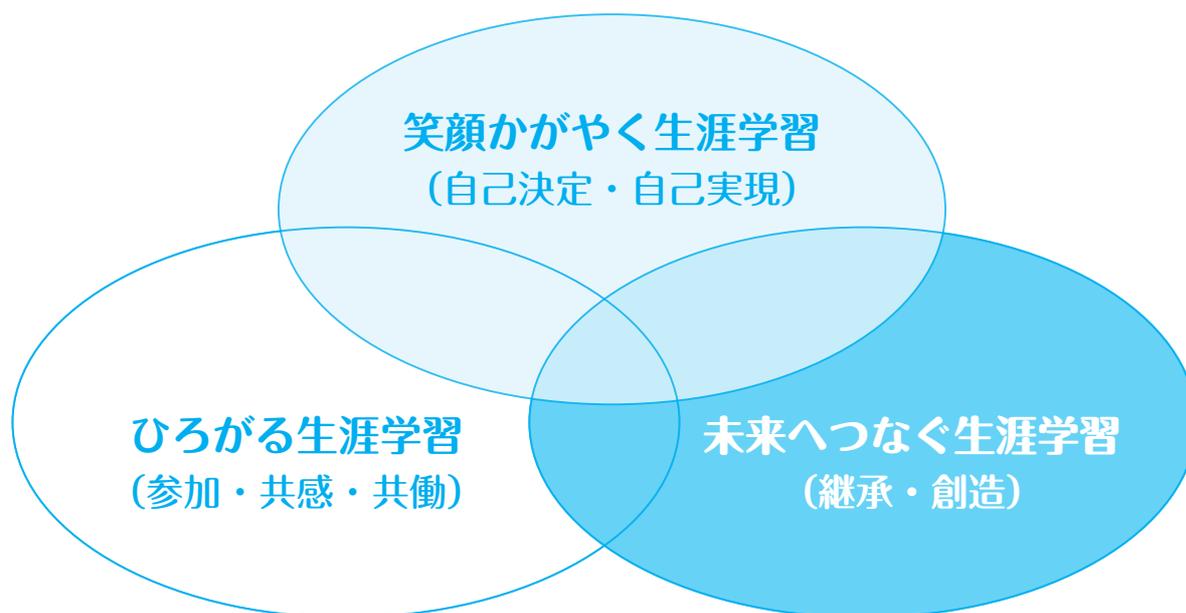
本計画では、「生涯学習＝学び」が持つ本質的な意味や力を市民と共有し、古賀市における生涯学習社会を実現するための基本的な方向性を示します。

そこで、古賀市としての「生涯学習社会」を次のように位置づけます。

「生涯学習社会」とは、一人ひとりの人生を豊かにする「個人」発の学びをたいせつにするとともに、それぞれの学んだことが「参加」や「交流」によってひろがっていく社会、さらにはそこから今を未来へとつないでいく「新しい価値」が創られていく社会のことです。



## 2. 古賀市がめざす生涯学習……………



### 笑顔かがやく生涯学習

◆学びは「わたし」発、豊かな人生を送るためのもの（自己決定・自己実現）

- ・将来に夢を持って、「こうなりたい自分」を見つけることができる
- ・自分の生活や生き方について、自己の意思や願いに基づき決定できる
- ・生きていくために必要な知識や能力を身に付けることができる
- ・いろいろな困難を抱えた人が、安心して地域で暮らすことができる

### ひろがる生涯学習

◆学びは他者との交わりを通して深まり広がるもの（参加・共感・共働）

- ・自分の存在が他者から認められ、受け入れられる喜びを得ることができる
- ・子どもからお年寄りまで多世代が参加でき、交流が生まれる地域活動がある
- ・分館ではいろいろな教養学級、サークル活動、市民活動などが行われている
- ・学びたいときに、気軽に相談したり情報を集めたりすることのできる拠点がある

### 未来へつなく生涯学習

◆学びは地域社会を未来へつないでいくもの（継承・創造）

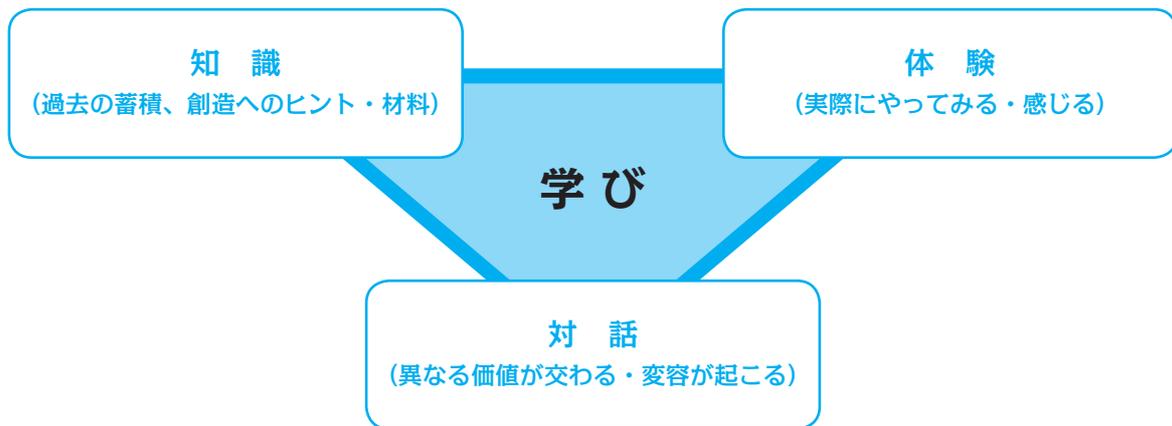
- ・古賀市の豊かな自然や文化を未来へつないでいく
- ・自分が生まれ育った地域が子どもたちの「ふるさと」になる
- ・地域と学校、市民活動団体と企業などが共働して、そこから新たな活動が生まれる

### 3. 生涯学習振興にたいせつな視点 .....

#### (1) 「知識」「体験」「対話」を伴う学びの視点

学びにはいろいろな要素がありますが、「知識」「体験」「対話」の三つの要素が伴っていることがたいせつです。

- 「知識」…… 過去の蓄積であり、創造へのヒントや材料になるものです。
- 「体験」…… 実際にやってみて、感じて、自分のものにすることです。
- 「対話」…… 「知識」や「体験」によって得たものを、他者と共有しようとする営みです。

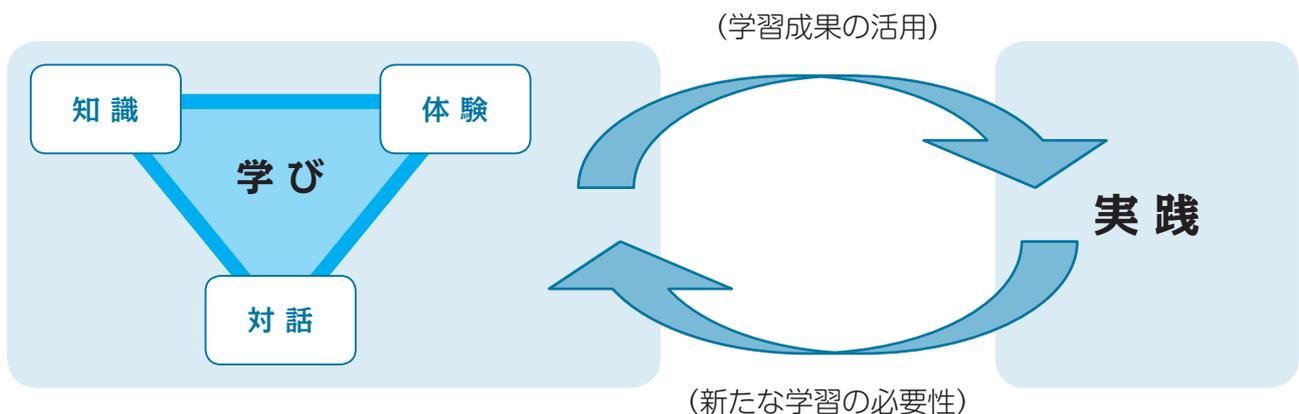


生涯学習には「知識」「体験」「対話」のいずれもが必要ですが、特に「対話」は一人ではできないものであり、自分と異なる価値を持つ、複数の人間が集まって初めて成り立つものです。異なる価値を認め合い、相互理解や共感をつくり出していく「対話」のプロセスを通じて、新しい価値が生まれていくような生涯学習を広げていくことがたいせつです。

#### (2) 学びと実践の循環の視点

学んだことを実際の生活や活動の中で実践し、その実践の中から新たな学びを得ていくという、学びと実践の循環を生み出すことが生涯学習には必要です。

特に、地域活動や市民活動において学びと実践の循環が行われれば、それらの活動はより豊かなものとなり、新たな展開へと発展していくものとなるでしょう。



# 第3章 生涯学習社会を実現するための目標と方策

生涯学習振興の目標		目標を達成するための方策	
1	すべての人に届く学習機会の充実	(1)	必要とされる学習課題の把握と分析
		(2)	市の施策を通じた学習機会の提供
		(3)	困難を抱える人への学習機会の確保
		(4)	総合的な学習情報の収集及び発信
2	学びと実践の循環による コミュニティ（共同体）の活性化	(1)	校区コミュニティ活動の支援
		(2)	分館活動による「ふるさとづくり」の支援
		(3)	「市民が社会を創る」市民活動の支援
		(4)	エリア型コミュニティとテーマ型コミュニティの 連携・共働への支援
3	誰もがいつでも学べる 学習環境の整備充実	(1)	生涯学習施設の充実と有効活用
		(2)	「生涯学習推進ゾーン」の整備と 「生涯学習センター」の開設及び機能充実
4	生涯学習を振興する体制の充実	(1)	生涯学習の振興を支える人材の育成及び充実
		(2)	さまざまな主体による連携・共働の推進
		(3)	総合的な生涯学習振興のための行政体制の確立
		(4)	生涯学習社会の実現に向けた計画の普及・啓発

## 1. すべての人に届く学習機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

生涯にわたってあらゆる機会・場所において学習することができるよう、学習機会の充実を図ります。一人ひとりの参加によって成り立ち、それぞれの持っている価値を共有しあいながら、対話を重ねる中から生まれてくる共感や合意、そしてこれまでにない新しい価値の創出を大事にした学びの場づくり、すべての人に届く学習機会の充実をめざします。

### (1) 必要とされる学習課題の把握と分析

環境問題の深刻化や少子化・高齢化の進展、雇用環境の変化など、変容する社会環境に対応し、充実した豊かな人生を送るために、学習する必要がある課題や市民に必要とされている課題を把握し、そのための学習機会の充実を図ります。

学習課題を把握する手法としては、参加者へのアンケートといったものから、国や県、各種教育機関などが実施する大規模な実態調査、あるいは市民と関わる中で実情として浮かび上がってくるものの把握などが考えられます。

市民が求める学習ニーズ（個人の要望）と社会が必要とする学習課題（社会の要請）の両面を把握し、適切な学習課題の設定とその学習課題にふさわしい学習方法や学習機会の提供者について、常に検討を加えながら改善・充実を図っていきます。

## （２）市の施策を通じた学習機会の提供

生涯学習は人間の生涯にわたって行われるものであり、人生の各段階（ライフステージ）での課題や必要性に応じて、学んでいくことが必要です。

学習機会を提供する主体は、民間教育事業者、大学などの教育機関、NPO（※1）（市民活動団体など）、企業など、さまざまなものが存在しますが、その中でも行政は、人間の一生という時間軸と、さまざまな学習資源（人材、施設、情報など）が存在する空間軸の全体を見渡して、必要とされる学習機会を適切な方法で市民に届けることが求められます。

生涯学習振興行政としては、必要な人に学習機会は届いているか、「生涯学習振興にたいせつな視点」が盛り込まれた学習機会となっているか、といった総合的な視点をもって市全体の生涯学習を振興していきます。

## （３）困難を抱える人への学習機会の確保

一人ひとりが充実した豊かな人生を送るうえで必要な学習機会は、経済的・社会的な事情に関わらず誰もが等しく与えられるべきものです。

しかし実際にはさまざまな理由で学習機会への参加に困難を抱える人たちがいます。例えばフリーターや派遣労働者といった雇用形態が不安定な人、不登校などの状態にある児童生徒、再チャレンジを必要とする中途退学者、学校や職場といった組織への帰属を失った若年者層、退職後に人生の目標を見失っている高齢者など、現代社会には悩みや問題を抱える人たちが増加しています。

このような困難を抱える人たちにこそ、各ライフステージにおいて「生きるための学び」が必要とされますが、これまではどちらかという特定の人たちだけの問題としてとらえられ、市によって積極的に学習機会が設けられることは少ない領域でした。

しかしこのような問題は本来、特定の人たちだけが抱える問題ではなく、同じ社会に生きるすべての人たちに広がりを持った問題です。こうした考え方から、特に支援を必要としている人たちを対象として据えながら、対象以外の人たちや社会全体で問題を共有し、解決のための方策をともに探っていくような学習支援を、従来の領域や方法にとらわれずに行っていきます。

## （４）総合的な学習情報の収集及び発信

現代社会においては、学習機会はさまざまな主体によって提供されており、それらの情報を総合的に収集・発信していくことで、学びたいときに学ぶことのできる学習環境を整備します。

行政が各分野にわたり提供する学習情報の把握はもとより、民間事業者が運営するカルチャーセンターやスポーツクラブ、大学などの教育機関が行う公開講座や施設の一般開放、NPO、地域、企業といった多様な主体が実施する事業やイベントの情報について、それらの情報が提供されるのを待つのではなく、積極的に学習情報として収集していくことで、さまざまな情報が集まるデータベースを

構築していくことをめざします。

また学習情報の発信については、市の広報誌やホームページで幅広く周知を図ることはもちろんですが、今後ますます進展するであろう情報化社会に対応した、SNS<sup>(※2)</sup>などの即時性・相互性を持ち合わせた情報発信の手法も合わせて活用していきます。



(指定管理者により管理運営されるクロスパルこが)



(インターネットによる情報発信)



(民間企業が提供する市民ギャラリー)

(※1) NPO：Non-Profit-Organizationの略で、市民活動団体や公益法人などの「民間非営利組織・団体」を広くさす。

(※2) SNS：social networking serviceの略で、人と人とのつながりをインターネットを利用して促進・サポートするサービスのこと。

## 2. 学びと実践の循環によるコミュニティ(共同体)の活性化……

現代社会において私たちは、組織や団体、グループなどの構成員として社会生活を営んでいます、そこには人と人とのヨコのつながり、つまりコミュニティ（共同体）が存在しています。

本計画ではコミュニティ（共同体）を、同じ地域に生活しているというエリアのつながりによって形成された「エリア型コミュニティ」と、特定の目的を共有するテーマのつながりによって形成された「テーマ型コミュニティ」の二つで大きくとらえます。それぞれのコミュニティで行われる活動が、学びと実践の循環によって育ち、社会に新しい価値を生み出していく原動力となるよう支援していきます。

### (1) 校区コミュニティ活動の支援

古賀市におけるエリア型コミュニティは、従来から自治会を単位として形成されてきましたが、少子化・高齢化による地域課題の増加などに対応するため、自治会に加えて、新たに小学校区を単位とする校区コミュニティを基盤としたまちづくりを地域に働きかけてきました。

小学校区というエリアでは、区長会や分館長会、子ども会育成会、福祉会などの多くの団体や組織が小学校区組織を持ち、情報交換や交流活動を行っています。また校区スポーツ大会や校区文化祭、小学校フェスタなども開催されており、校区コミュニティのつながりや重要性は、地域住民にも浸透してきています。

そこで「校区コミュニティ運営協議会」を中心に、校区コミュニティにおける課題の共有や解決方法について、さまざまな主体が参加して学び合うことのできる場を支援します。さらには、そこで生まれた地域での実践や新たな連携・共働へと発展する活動を通じて、校区コミュニティごとにそれぞれがめざす地域づくりを行います。

### (2) 分館活動による「ふるさとづくり」の支援

古賀市には46の自治会ごとに分館（地域公民館）があり、分館長及び分館主事を中心に、地域の歴史や特色に応じた分館活動が行われています。分館は住民自治の拠点であると同時に地域の学びの拠点です。分館活動を通じて住民がこの地域の一員であることを実感できるような、多様な世代が参加し、交流が生まれるような「ふるさとづくり」をこれからも支援していきます。

また分館活動は基本的にはその地域の住民のみによって行われるものですが、これからは分館同士の交流や、あるいは地域以外の人や組織・団体との連携による活動など、分館活動がより豊かになるような試みを積極的に支援し、より多くの住民が参加したくなる分館活動を地域とともに創っていきます。

### (3) 「市民が社会を創る」市民活動の支援

テーマ型コミュニティの具体的な活動として、市民活動団体による市民活動があります。

市民活動とは、営利を目的とせず、公共の利益に役立つことを目的とした市民による自発的な活動全般をさす概念です。志（こころざし）によってつながった者同士、という意味から「志縁活動」と

言われることもありますが、「自分」や「自分たち」のためではなく、「誰か（何か）」のためにする活動であるところに特徴があります。

古賀市においても、保健福祉、環境、文化・スポーツ振興、国際協力、まちおこしなどあらゆる分野でよりよい地域・社会づくりを目的に活動が広がっています。

「学びと実践」という視点から見ると、市民活動とは自ら動くことによって社会を変えようとする営みであり、まさに「実践」そのものです。そこに「学び」の視点を入れることによって「実践」が成長し、「市民が社会を創る」営みである市民活動が育っていくような支援を行っていきます。

### ●市民活動支援センター（つながりひろば）の役割●

#### 【市民活動のきっかけづくり】

市民活動は、どこか社会に問題があると気付くところからスタートします。市民活動への発端となる「気付き」が生まれるように、市民がそれぞれの問題意識や情報を出し合い、共有し、合意形成を図っていくというプロセスを含んだ自主運営・企画型の講座などを実施します。

#### 【活動の専門化・拡大化に対する支援】

同じ目的を持つ人たちが集まって団体を立ち上げようとする場合、あるいは団体の活動をもっと深めたい場合など、市民活動を続けていく中では専門的な知識やノウハウを学ぶことが必要になります。このような学習機会を積極的に提供するとともに、県やNPOなどの中間支援組織<sup>(※3)</sup>とも連携して、活動の専門化・拡大化に対する支援を行います。

#### 【共感の輪を広げ、活動を広げる支援】

市民活動が続いていくためには、当初の問題意識を忘れることなく、よりよい社会づくりのために何が必要か、自分たちには何ができるのかを常に問い続けること、そしてそのための活動がより多くの人たちの共感を得られるよう、社会に発信していくことが必要です。

それぞれの市民活動団体の中で、あるいは団体同士で、自分たちの活動内容を振り返ったり考えていることを出し合うような「対話」の場をつくり、そこで生まれる葛藤やぶつかり合いを通して、市民活動が成長していくような支援を行います。

(※3) 中間支援組織：NPOの支援を行う組織のこと。資源（人・モノ・カネ・情報）の仲介、NPO間のネットワーク促進、価値創出（政策提言、調査研究）などの機能・役割があげられている。

#### (4) エリア型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携・共働への支援

エリア型コミュニティはある一定のエリアによるつながりを基礎としているため、エリア内の問題はエリア内で解決しようとするところに特徴がありますが、世代構成の変化や住民意識の変化により、エリア内だけでは解決策を見出せないことも増えてくるのが考えられます。

またテーマ型コミュニティは自発性を基礎としているため、特定のテーマに先駆的・開拓的に取り組むという特徴がありますが、その活動が公共性を持つためには、常に組織や活動内容を公開し、より多くの人の共感と参加を集めることが不可欠です。

このように、エリア型コミュニティとテーマ型コミュニティはそれぞれに特徴があり、地域における立ち位置も異なりますが、どちらもこれからの地域社会を創っていく主体として重要な存在です。それぞれの違いや共通する部分を踏まえたうえで、両者が特性を生かしあうような連携や共働を図っていくことが、それぞれの活動の充実や発展につながり、よりよい地域社会の創出につながると考えます。

両者の連携・共働を支援するうえでは、お互いに違いがあるということを経験したうえで、どこに接点があるのかを探っていくプロセスが必要です。エリア型コミュニティである自治会や校区コミュニティと、テーマ型コミュニティである市民活動団体が、活動を通して交流したり、同じテーマについて話し合う場を設けるなど、両者をつなぐ機会を効果的に設けながら、連携・共働へつながる支援を行います。

#### ● 「エリア型コミュニティ」と「テーマ型コミュニティ」 ●

	エリア型コミュニティ	テーマ型コミュニティ
特徴	同じ地域に生活しているという地縁によってつながっている	特定の目的やテーマを共有することによってつながっている
活動の目的	地域（エリア）の自治や住民生活を包括的に支えること	社会的課題（テーマ）を解決し、よりよい社会を実現すること
例	自治会、校区コミュニティ	市民活動団体、NPO 法人



エリア型コミュニティの活動（寺子屋 in 庄）



テーマ型コミュニティの活動（しろくま教室）

### 3. 誰もがいつでも学べる学習環境の整備充実……………

一人ひとりの主体的な学びを支援するために、学びたいときに学ぶことのできる学習環境の整備充実を推進します。

生涯学習活動の拠点となる「生涯学習推進ゾーン」の整備を進めるとともに、既存の施設の充実及び有効活用を図ることによって、それぞれの施設が機能と役割を担いあい、地域のあらゆる場所で市民一人ひとりの学びが育ち、広がっていく環境を整備していきます。

#### (1) 生涯学習施設の充実と有効活用

市内には、リーパスプラザやサンフレアこが、市立球技場、市民体育館といった社会教育施設や、小学校及び中学校、地域の公民館としての分館など、生涯学習の拠点となる施設があります。これらの施設とあわせて、目的に応じて使用できる各種公共施設や、学校開放による学校施設の一般使用、民間企業によるギャラリーやフリースペースなど、さまざまな場所に点在する「学びの場」をとらえ、連携や有効活用を図ることで多くの市民が学びたいときに学ぶことのできる環境を確保します。

#### (2) 「生涯学習推進ゾーン」の整備と「生涯学習センター」の開設及び機能充実

リーパスプラザ、サンフレアこが、市立球技場、市民体育館及び弓道場を含む一帯を「生涯学習推進ゾーン」として位置づけ、生涯学習の総合的な活動拠点として、多くの市民の学びに対応できる環境を一体的に整備します。

「生涯学習推進ゾーン」の中核的な施設としては、市民が気軽に立ち寄り（集い）、学習活動を行い（学び）、他の団体や人々と交流し（交わり）、学習成果を生かす場やコーディネート機能を備えた施設として、新たに「生涯学習センター」を建設します。また、リーパスプラザやサンフレアこがと「生涯学習センター」をつなぐことで、各施設間の連携と有効活用を図り、新たな人の流れや活動の広がりを生み出します。



生涯学習センターの建設予定地

## ●生涯学習センター整備を進める3つのキーワード●

### ▶ 人と人をつなぐ

生涯学習センターをリーパスプラザとサンフレアこがに囲まれた広場に建て、出入りのしやすい駐車場を整備することで利便性を高め、ゾーン全体をつなぎ、新たな人の流れを生み出します。

### ▶ かたちをつなぐ

建物の空間を、見晴らしのよいフォーラム（玄関吹抜ホール）を中心に、同じ用途の部屋を階ごとに集め、“多様な活動が見えつながる開かれた空間”にします。

### ▶ みらいへつなぐ

建物の機能を、自然の恵みを活かした省エネ・省コストな造りとし、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインとすることで、世代を超えて長く使える施設をめざします。

## ●生涯学習センターの基本機能●

市民利用

洋室・和室  
フローリング室  
調理室・工作室  
学習室

利用者の要望をアンケートから汲み取ることで、より充実した環境を整備します。

音楽室

需要の高い音楽利用を考慮し、防音機能を備えた音楽専用の部屋を整備します。

多目的ホール

300人収容可能なマルチホール。リーパスプラザ大ホールとの補完関係の構築、使い分けを図ります。

フォーラム  
情報ラウンジ

生涯学習活動の充実、交流の促進を図るため、玄関前広場を屋内化し、ゾーン全体の活性化を図ります。

共用

連絡通路

リーパスプラザとサンフレアこがを連結し、施設間の行き来を可能にします。

トイレ・ラウンジ  
キッズスペース

利用しやすさを考慮した設計とし、施設に付加価値を与えます。

執務

事務室

ゾーン全体の玄関口として集約管理された事務室を整備します。



## 4. 生涯学習を振興する体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

生涯学習の振興は市の施策全体を通して行われるものであり、教育分野はもとより行政の各分野にわたって、市民が学ぶことのできる事業が実施されています。またあらゆる機会・場所において行われる生涯学習は行政だけではなくさまざまな主体によって行われており、取り組む内容や手法も多様です。

このような広範・多岐にわたる生涯学習を市が総合的に振興していくために必要な支援体制の充実・確保や、総合行政としての調和・統合機能の確立など、仕組みづくり・体制づくりを行います。

### (1) 生涯学習の振興を支える人材の育成及び充実

生涯学習を振興していくうえでは、生涯学習に積極的に関わり推進していく人材が不可欠ですが、その際求められる人材、あるいはリーダー像とはどのようなものか、共通認識を持つ必要があります。

強いリーダーシップにより周囲を牽引していくような人材を見出すことも考えられますが、これからの生涯学習においてはむしろ、一人ひとりの参加や考え方を大事にし、異なる考え方を持つ者同士であることを前提とした「対話」のプロセスを厭わず、その中から生まれてくる共感や合意をすくい上げることに力をそそぐ、そのようなリーダー像が求められていると考えます。

生涯学習を振興する人材の仕組みとしては、分館長及び分館主事の制度があります。この仕組みをより有効に活用するという視点で、地域内における分館活動だけでなく、他の分館の活動や分館以外の活動などを幅広く知る機会を設け、一人ひとりが分館活動を担う主体であるという実感が地域に広がり、これまでにはない活動に踏み出したり、新たな活動者層を受け入れていくような取組が地域において実現するよう、積極的に働きかけていきます。

また、生涯学習の振興は市全体に関わるものであり、総合行政として推進していくことが必要ですが、特に社会教育行政はその中核的な役割を担うものです。社会教育行政に関わる職員は、事業の企画運営、多様な主体との連携・共働のための調整、地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言など、求められる役割に、常に生涯学習の視点を示しながら応える必要があります。そのために、社会教育主事講習をはじめ各種研修会への参加機会や現場での実践を積極的に取り入れることによって、生涯学習振興行政を担う人材の計画的な養成を図っていきます。

### (2) さまざまな主体による連携・共働の推進

生涯学習はさまざまな主体によって行われるものであり、その多様性こそが特徴です。その中で行政は、生涯学習が質・量ともに広がりを見せている状況をとらえ、行政内の連携はもとより、大学などの教育機関や民間教育事業者、自治会や校区コミュニティといった地域自治組織、市民活動団体、あるいは企業など、さまざまな主体が持つ目的や思いを共有する「対話」のプロセスを丹念に積み重ねていくことによって連携・共働の基盤を築き、ともに生涯学習を推進していくネットワーク型の生涯学習振興をめざします。

とりわけ、市内の多くの文化団体・スポーツ団体が所属する文化協会及び体育協会は、所属団体のみならず市全体の文化・スポーツ振興に大きな役割を担う組織であり、今後も連携・共働しながら、ともに生涯学習を振興していきます。

### (3) 総合的な生涯学習振興のための行政体制の確立

市が行う生涯学習振興のための施策は、社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、一般行政分野において実施される施策にも広がっています。

生涯学習振興の目的を市内で共有し、総合的に調和・統合させるための行政内部の体制について改めて総合的に検討し、生涯学習振興に関する各種事業を横断的に進捗管理し、連携が図れる体制を構築します。

また第1次の生涯学習基本計画では目標のひとつであった「コミュニティづくり」については、「地域の自治を担う仕組み（組織）づくり」として、「共働のまちづくり」という政策のもと、新たな市の施策の柱となっています。生涯学習振興の目的が個人の成長や自己実現とともに、地域社会を自分たちの力で創っていくことであることを踏まえ、生涯学習振興行政と地域コミュニティ行政は密接に連携を取りながら、対象である地域に必要な支援を行っていきます。

### (4) 生涯学習社会の実現に向けた計画の普及・啓発

本計画は「生涯学習＝学び」が持つ本質的な意味や力について再確認し、市がめざす生涯学習社会の姿を明らかにすることで、あらゆる機会・場所でさまざまな主体によって行われる学習活動の全体像をとらえようとするものです。

生涯学習は、一人ひとりの学びから始まるものです。それぞれの学びが少しずつ生涯学習社会の実現に関わっているのだという認識をできるだけ多くの人たちと共有することが、市がめざす姿の実現につながると考えます。

このため、総合行政として市の施策全体で振興することはもとより、市民が集うさまざまな場を普及・啓発の機会ととらえ、本計画の目的や内容を積極的に発信していくことによって、市民とともに生涯学習社会の実現をめざしていきます。

# 第4章 計画策定に向けたこれまでの生涯学習振興の動向

## 1. これまでの取組と成果

古賀市では生涯学習の基盤整備とその推進を通して、主体的に学び活動する人づくりを進め、住民一人ひとりが地域コミュニティづくりへ積極的に参画するまちづくりをめざし、平成 15（2003）年度に生涯学習基本計画を策定しました。

この計画では計画期間を平成 16（2004）年度から平成 25（2013）年度までの 10 年間としており、生涯学習振興の目標を「人として生き抜く優しさたくましさを持った人づくり」と「活気と誇りに満ちたコミュニティづくり」と定め、各施策に基づいて実施される学習活動を通じて、総合的に人づくり・コミュニティづくりを進めてきました。

生涯学習の振興は市の施策のさまざまな分野にわたるため、ここでは「人づくり」と「コミュニティづくり」という計画の目標を踏まえて、これまでの主な取組を整理します。

### （1）校区コミュニティを基盤としたまちづくりの推進

生涯学習基本計画では、地域の課題に取り組む枠組みとして、市全域（大コミュニティ）と自治会（小コミュニティ）との中間的な規模であり、身近な生活圏での住民自治活動を推進する適当な規模として、新たに小学校区を単位とする校区コミュニティ（中コミュニティ）という枠組みを提唱しました。そしてこの校区コミュニティを基盤としたまちづくりを推進することを目標の一つとして、生涯学習を振興してきました。

具体的な取組として、まず地域におけるさまざまな活動を担う主体となる人材を育てることを目的とした人材育成講座を実施しました。

「コミュニティリーダー塾」（3年目は「生涯学習リーダー塾」）は、コミュニティリーダー実行委員会という市民参加の組織との共働で、平成 15（2003）年度から 3 年間実施しました。ここではグループごとに参加者が問題意識や課題を共有し、対応策や課題解決のために何ができるかということワークシートにまとめ、さらにそれを地域で実践するといった、課題設定から実践までのプロセスを共同学習するという手法で市民の学びを支援しました。また平成 18（2006）年度から 3 年間は、団塊世代の地域参画機会の確保や地域づくりコーディネーターの育成に焦点を絞った「地域づくりリーダー養成講座」を実施しました。

これらの人材育成講座には計 6 年間でのべ 479 名が受講し、この中で生まれた多くの企画が実際に地域で実践され、校区単位によるコミュニティづくりの原動力となりました。

「コミュニティづくり」における校区コミュニティの組織化については、平成 16（2004）年度から校区コミュニティ設立支援のための担当課（コミュニティ推進室）を設置し、8 校区それぞれに校区コミュニティの組織化を働きかけました。

古賀市における校区コミュニティは、地域の問題や課題を明らかにし、解決に向けて住民自らが考え、取り組んでいく生涯学習活動の基盤づくりとして位置づけられ、地域ごとの特色に応じて、地域

の実情に合ったかたちで組織されることをめざしています。

現在は市内8校区のうち7校区で、校区ごとの自治会や各種団体が参加するかたちで「校区コミュニティ運営協議会」が設立され、地域の共通課題に対してより広範囲に、各団体が連携して取り組む体制が整いました。

また、平成20（2008）年度には校区まちづくり活動事業交付金を創設し、校区コミュニティ活動を市が財政面から支援しています。

## （2）ボランティア活動の推進と「共働のまちづくり」への広がり

ボランティア活動は、活動そのものが自己の成長や自己実現につながる学びの場であり、また学習の成果を生かし、深める実践の場でもあります。市でもさまざまな分野でボランティア活動が推進され、実際にボランティア活動に参加する市民が増えています。

平成17（2005）年度に市が策定した「古賀市共働推進の基本指針」では、ボランティア団体をはじめ地域の自治組織や民間企業など、市民公益活動を行うさまざまな主体を、地域社会での新たな公共の担い手として注目したうえで、これらのさまざまな主体と行政がそれぞれの特性を生かし、お互い対等の立場で「ともに」地域課題に取り組んでいくことを宣言しました。

現に、これらのさまざまな主体と行政との共働による事業は、防犯・防災、環境問題、子育て支援、高齢者福祉、文化・スポーツ振興などあらゆる分野で行われています。お互いに得意分野を生かしながら、ともに公共を担っていく「共働のまちづくり」がこれからも広がっていくことが、より豊かな地域社会づくりにつながるといえます。

そのようなさまざまな主体の中でも特に、社会的課題の解決を目的として組織的に活動する市民活動団体は、これからの共働のまちづくりの主要な担い手です。

そこで平成22（2010）年度に、このような市民の公益的な活動の支援を目的とした市民活動支援センター（つながりひろば）を設置し、市民活動の情報収集及び提供、活動場所や備品の貸し出し、市民活動促進のための交流を支援する取組などを行っています。

### 市民活動とは・・・

営利を目的とせず、公共の利益に役立つことを目的とした、市民による自発的な活動全般をさす概念です。また、そのような活動を行う組織・団体のことを、市民活動団体と呼んでいます。

### (3) 学習環境の整備・充実

#### ①生涯学習の総合的拠点ゾーンの整備

リーパスプラザを中心とした、サンフレアこが、市立球技場、市民体育館及び弓道場を含む一帯は、文化活動やスポーツ活動、創作活動といったさまざまな活動を楽しむ多くの市民の活気にあふれ、生涯学習活動の拠点となっています。特にリーパスプラザの研修棟は調理室や工作室、防音室、学習室など、用途に応じて使用できる部屋を備えており、まさに市民による自主的・自発的な「学びの場」として、なくてはならない施設です。

しかし研修棟は建設されてから50年近く経過しているため老朽化が進んでおり、また駐車場については慢性的に不足している状況がありました。

そこで老朽化した研修棟を建替え、あわせて周辺を「生涯学習推進ゾーン」として一体的に整備することで、市民が気軽に立ち寄り（集い）、学習活動を行い（学び）、他の団体や人々と交流し（交わり）、学習成果を生かす場やコーディネート機能を備えた、市民の生涯学習活動の新たな拠点となることをめざして、平成23（2011）年度から計画づくりに着手しました。

#### ②学校施設の地域への開放

地域における小学校とは子どもが学ぶための施設というだけでなく、地域にとっての核となる学習資源のひとつであり、地域に開かれた学校としての機能が求められていました。

このため、各小学校で用務員室として使われていた建物を改修するなどして、校区コミュニティの拠点として、アンビシャス広場やPTAなど地域で活動している団体の活動場所として、あるいは地域の高齢者と子どもたちの交流を通じた介護予防の拠点施設として、地域の状況に応じたさまざまなかたちで活用されるよう整備を行いました。

#### ③図書館のネットワークシステム構築による情報提供・相談機能の充実

平成16（2004）年度から市内の小・中学校の図書館をネットワークで結び、相互の蔵書検索や図書貸借を可能とする小・中学校図書館間ネットワーク事業を開始しました。これにより、レファレンスサービス<sup>(※4)</sup>への一層の活用と資料の共有化ができるようになり、児童生徒の主体的な学習活動や興味・関心により幅広く対応できるようになりました。

また他の公立図書館とも連携を進めています。平成14（2002）年度に福岡都市圏広域利用<sup>(※5)</sup>への参加をはじめ、平成16（2004）年度に福岡県図書館情報ネットワーク、国立国会図書館総合目録ネットワークへの参加を行っており、市内外の図書館情報を提供することができる体制を整えています。

## 2. 計画策定に向けて……………

### (1) 策定体制

#### ①生涯学習推進本部

市長を本部長、教育長を副本部長、部長を本部員とし、生涯学習振興を総合的に推進するために設置された庁内組織である生涯学習推進本部において、計画策定のための総合的な調整及び方針決定を行いました。

#### ②生涯学習基本計画策定作業部会

生涯学習推進本部の下部組織として、生涯学習振興行政に特に関係する部署の係長で組織された生涯学習基本計画策定作業部会を設置し、第1次となる生涯学習基本計画の取組状況及び課題の整理や、関連事業の抽出、原案づくりに向けた検討を行いました。

#### ③社会教育委員の会議

社会教育法第15条の規定に基づき設置された附属機関で、青少年育成活動や家庭教育支援に携わる人や、小中学校の教師、有識者など、社会教育に深く関わる人たち10人によって構成されます。社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことによって、教育委員会に助言する役割を担っています。

生涯学習を振興するうえで社会教育は中核的な役割を担うことから、平成24(2012)年度 of 社会教育委員の会議において、第2次生涯学習基本計画策定に向けた生涯学習振興方策を提言書にまとめ、教育委員会に提出しました。

#### ④第2次生涯学習基本計画検討委員会

第2次生涯学習基本計画の策定に際し、「生涯学習＝学ぶ」このの意味や生涯学習振興の方向性について幅広い視点から検討する場を設け、そこでまとめられた意見を計画づくりに生かすことを目的として、大学准教授などの有識者や教育関係者、公募による市民など、合計10人による第2次生涯学習基本計画検討委員会を平成25(2013)年度に設置し、計8回にわたって議論を重ね、報告書としてまとめたものを教育委員会に提出しました。

(※4) レファレンスサービス：情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや、回答の含まれる情報源を提示・提供する業務のこと。

(※5) 福岡都市圏広域利用：福岡都市圏16市町に在住であれば、どの図書館でも利用することができるシステム。

## (2) 社会教育委員の会議からの提言

社会教育委員の会議では、生涯学習振興の中核的な役割を担う社会教育の立場からさまざまな意見が出され、提言が行われました。

### ●社会教育委員の提言における問題提起●

(主なものを一部抜粋)

#### ○「生涯学習」の概念の再整理と市民への情報発信・啓発の必要性

- ・「人は、成長し続けるために学び続ける」という、本来人間にとって「あたりまえ」のことが「あたりまえ」でなくなり、「生涯学習」の意味が「余暇・余生を楽しむ」といった部分に偏って捉えられていると感じる。
- ・「学ぶ」ということには「自分自身を高める」だけでなく、後の世代や周りの人にその英知を「伝える」ということも含まれている。自分が学んだことを他者との関わりの中で生かすことができれば、そこからさらに「学び」を得ることができる。
- ・「生涯学習」の本来の意味をもっと市民と共有するために、行政から積極的に発信していく必要がある。

#### ○学習に参加する人の固定化と「生涯学習格差」への対応

- ・学習機会はさまざまなかたちで提供されているが、参加する人はいつも同じ人ばかりである。「ほんとうに学びが必要な人や学びたいと思っている人に情報が届いているのか」、「どうやって学びの機会を届けるのか」など再検討する必要があるのではないかと。
- ・現在、学習の拠点は市の中心部に集中している。地域間の格差をなくすため、身近な場所（分館など）での学習機会の提供が求められる。
- ・何らかの支援が必要な人や家庭は、地域のつながりの中で把握し、お互いに声を掛け合うようなかたちで学びの輪が広がるといい。

#### ○学習に関する情報の集約化

- ・「どこで、どんな活動を、どんな人たちが行っているのか」という市民の学習ニーズに応えられるように、あらゆる学習に関する情報を集約する機能がほしい。
- ・つながることは、知ることから始まる。学習に関する情報ができるだけ多く集められるような仕組みをつくってほしい。

### ○市民からの視点に基づいた学習活動の展開

- ・ 行政任せの事業展開で、地域課題を地域で解決しようという意識が全体的に希薄になっているように感じる。
- ・ 地域でどのような人が必要とされているのかという実態把握がないまま、行政は人材育成を目的とした事業を行っている。
- ・ 学校への依存度が家庭、地域ともに高すぎて、家庭や地域における教育力が低下している。
- ・ 市民自らが必要とする学習活動を展開するために、市民が企画立案の段階から参画して学習プログラムを作り上げていく必要がある。

### ○団体間の情報共有や連携のための場づくり

- ・ 同じようなテーマで活動している団体の情報交換や交流の場をつくることで、新しい展開につながるきっかけが生まれるのではないかと。
- ・ 市内ではいろいろな活動をしている団体がいるが、それぞれが「生涯学習」という概念を共有し、全体の中での自分達の活動の位置づけを考えることができれば、もっと活動の幅も広がるのではないかと。

### ○学んだことを「生かす場」としての地域のあり方

- ・ 校区コミュニティは、行政にとって都合のいい、単なる自治会の連合体としてではなく、「校区コミュニティで活動した方がよいもの」、「自治会で活動した方がよいもの」というように、活動内容に応じた役割分担を明確にし、地域住民のための校区コミュニティをめざすべきである。
- ・ 地域内のさまざまな団体や行政の間をつなぐ、地域コーディネーターのような存在が必要である。

### (3) これからの課題

これまでの取組や社会教育委員の会議からの提言における問題提起を踏まえたうえで、これからの生涯学習振興行政における主な課題を整理しました。本計画は、このような課題を踏まえて策定されたものです。

#### ①「生涯学習」に対する認識の共有

「生涯学習」とは、人生の各段階（ライフステージ）における課題や必要性に応じて行われる自発的な学習活動のことです。生涯を通じて学ぶことで、人はそのたびに成長していくことができます。それと同時に、学んだことを自分以外の人に伝えたり、他者と交流したりすることから相互理解や共感が生まれ、地域社会に新たな価値を創造していくことにつながります。すなわち、個人の学びが社会の持続的発展に還元されていく「生涯学習社会の構築」が求められているのです。

しかし、「生涯学習」とは単なる学習活動そのものを表すだけでなく、このような考え方や理念をも表す言葉として使われるため、生涯学習を振興することでめざすものが明確に伝わりにくいという問題があります。今後は「生涯学習」に対してどのように市民や行政の中で共通認識を図っていくかということが課題となっています。

#### ②学習情報の集約化と適切な学習機会の提供

生涯学習には、さまざまな場所・方法によって行われる学習活動が含まれるため、学習を求める人が必要な情報を得られるよう、学習に関する情報をできるだけ多く集約することが必要です。特に、行政が提供する学習機会は、各分野のさまざまな事業として実施されるため、似通った内容の事業が複数の分野で実施されたり、逆にどの分野に区分されるのかはっきりしない新たな領域が存在したりしています。このような状況を把握するために、行政が実施する事業の中から総合的に学習機会の提供にあたる事業を集約し、学習情報のひとつとして市民に分かりやすく示していくことが必要とされています。

また、学習機会を必要としながらも、積極的に参加していない人やさまざまな理由で参加に困難を抱える人に対して、どのように学習に関する情報や学習機会を提供するのが課題となっています。

#### ③ネットワーク型行政への転換

人々の価値観の多様化にともない、地域・社会における課題や人々が必要とする学習機会も多様化する中、学習機会を提供する主体や学習活動が行われる場もまた多様化しています。

このような状況の中で行政に求められる主要な役割は、学習機会を提供する立場から、学習活動や学習機会の提供に取り組む多様な主体を見つけ、それぞれの主体が課題や目的を共有し、状況に応じて連携・協力できるよう積極的に働きかける調整役（コーディネーター）の立場へとシフトしており、行政に求められる役割の変化を踏まえたうえで、いかに対応していくかが課題となっています。

#### ④学びの場を通じた地域づくりの再構築

自治会、校区コミュニティ、子ども会育成会、地域文庫、アンビシャス広場や通学合宿など、一定

の地域をフィールドとした組織・団体の活動は、生活に関する相互扶助、伝統文化の維持、地域課題の解決など多様な機能を果たしています。

しかし、社会経済環境が変化する中で従来に比べて地縁的共働の必要性が薄れていることや少子化・高齢化の進展などによって、これらの地縁を基盤にした組織・団体への加入率が低下したり、活動が停滞したりするなどの問題が多く組織・団体で見られます。

このような状況を踏まえながら、「自分たちが住む地域は自分たちでつくる」という住民自治の意識を持った地縁的な組織・団体は必要であるという認識に立ち、学びの場を通じてどのように地域のつながりを構築していくかが改めて課題となっています。

#### ⑤ 学びを通じた市民活動の活性化

生涯学習を振興するうえで重要なことは、個人が学んだ成果を地域や社会へ還元していくことです。ボランティア活動や地域活動などの市民活動は、「市民が社会を創る」ことにつながるものであり、このような活動をどのように生涯学習の視点から支援していくかを考える必要があります。

特に、ボランティアグループや市民活動団体などのNPOによる市民活動については、活動の範囲や組織・団体のあり方もさまざまであることから、各団体の主体性や多様性を大事にしながら、行政としていかに支援していくかが課題です。

#### ⑥ 「生涯学習推進ゾーン」の整備と活用

リーパスプラザを中心に、サンフレアこが、市立球技場、市民体育館及び弓道場を含んだ「生涯学習推進ゾーン」全体を一体的に整備することで、市民が気軽に立ち寄り（集い）、学習活動を行い（学び）、人々と交流し（交わり）、学習成果を生かす場や機会をコーディネートする生涯学習活動の新たな拠点をめざしています。

整備に際しては、平成28（2016）年度の完成を目標に、実際に使用する市民が使いやすく愛着を持てるように、多くの意見を集めながら、全体計画や設計・建設を行っていますが、施設の運営や活用の方法などについてもあわせて検討していく必要があります。



## 参考資料

### ○第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会

- ・委員名簿
- ・報告書

### ○これまでの取組と成果

- ・校区コミュニティ運営協議会の設置状況
- ・学校施設の地域への開放
- ・市の事業における学習機会の提供

# ○ 第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会

## ● 委員名簿 ●

氏名	所属・経歴等
木下 忠 (委員長)	古賀市社会教育委員の会議議長 古賀市公民館運営審議会会長
岡 幸江 (副委員長)	九州大学大学院人間環境学研究院准教授 (社会教育学)
今村 晃章	NPO 法人 NPO 九州理事 福岡市共働促進アドバイザー
斉藤 貫治	古賀市公民館運営審議会副会長
小山 利幸	古賀市体育協会会長
志賀 満江	特定非営利活動法人古賀市文化協会事務局長
西村 栄治	花鶴小学校校長
高原 朱美	古賀市社会福祉協議会事務局長
谷口 治	公募による市民委員
眞手 洋子	公募による市民委員

(平成 25 年 4 月時点)



(検討委員会の様子)



(木下委員長から荒木教育長へ報告書を提出)

# ●報告書●

## 第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会報告書

平成25年10月

第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会

### 目次

1. 委員会設置の目的
2. 委員会の開催状況
3. 委員会における検討内容
  - (1) 第1次基本計画策定後の生涯学習振興行政の変遷について
  - (2) 生涯学習を振興するうえで大切にしたい視点
  - (3) 学びと市民活動について
  - (4) 生涯学習を振興する仕組み（小・中・大コミにおける展開）について
4. 報告書提出にあたって

### 1. 委員会設置の目的

古賀市では、平成26年度から10年間で計画期間とする生涯学習振興の基本的な方向性を示すことを目的に、第2次古賀市生涯学習基本計画（以下「第2次基本計画」という。）を策定することとしている。

その際、「生涯学習＝学ぶ」ことの意味や生涯学習振興の方向性について幅広い視点から検討する場を設け、そこで共有された考えを計画づくりに生かすことを目的として、有識者や教育関係者、公募による市民等から構成された第2次古賀市生涯学習基本計画検討委員会が設置された。

### 2. 委員会の開催状況

本委員会は、4月から10月の期間に合計8回開催された。

最終回の第8回では、これまでに検討した内容を報告書として取りまとめ、教育長へ提出した。

各回の開催状況や内容は以下のとおりである。

#### 第1回（4月23日）

委嘱書交付、「生涯学習」について意見交換

#### 第2回（5月28日）

「生涯学習＝学び」とは何か？をあらためて考える

#### 第3回（6月25日）

第1次基本計画の概要とこれまでの取組、これからの生涯学習振興における課題の確認

#### 第4回（7月23日）

学びの場としての公民館のあり方について

#### 第5回（8月26日）

学びと市民活動との「接点」「共通項」は何か

#### 第6回（9月20日）

生涯学習を支援するための仕組みについて

#### 第7回（10月9日）

これまでの検討内容と報告書の作成について

#### 第8回（10月21日）

報告書の提出、委員会の解散

### 3. 委員会における検討内容

本委員会では検討テーマに対して、それぞれの委員が自分の経験や考えに基づいて自由に意見を交換し合えるような場であることを大事にした。これは、「生涯学習」や「生涯学習振興」といった概念が表す範囲が幅広く人によってさまざまであるため、できるだけ多くの意見を出し合いそれらを吟味することで、より多くの人が共感できる考え方や方向性を導き出すことができると考えたからである。

委員一人一人の立場や経験の中から貴重な意

見をいただき、将来を見据えた重厚な会議を行うことができた。古賀市においては、これらの内容を十分に生かした計画づくりを行ってほしい。

---

### (1) 第1次基本計画策定後の生涯学習振興行政の変遷について

---

- 平成15年度に策定された第1次古賀市生涯学習基本計画（以下「第1次基本計画」という。）は、「住民一人ひとりが、地域コミュニティづくりへ積極的に参画するまちづくり」を目的として、「人づくり」と「コミュニティづくり」を大きな柱に据えた計画だった。
- 計画策定以降、「人づくり」は主に教育委員会が一貫して担っていたが、「コミュニティづくり」は古賀市の自治の仕組みを大きく変える施策として、市長部局に新たに担当となる部署を設置して、「人づくり」の施策と連携しながら進められていった。
- 「コミュニティづくり」とは地域の自治を担う仕組み（組織）をつくることであり、自治会や行政区制度との関係整理が必要である。
- 一方、「人づくり」とは主体的に学び活動する人の育ちを支援することであり、第1次基本計画では特に校区コミュニティへの参画に焦点化されたが、同時に校区コミュニティに限定されない活動の場も広がってきている。
- このように第1次基本計画でめざされた二つの柱は、一つは「コミュニティ施策」として古賀市の自治を担う仕組みづくりを行い、一つは「生涯学習振興施策」として主体的な学びを通じた個人の成長と地域・社会の創造につながる支援を行う、二つの施策として現在は進められている。

- そのような現状を踏まえて、第2次基本計画においては改めて「生涯学習＝学び」が持つ意義に立ち返り、生涯学習振興施策として何を大切にするのか、何を支えていくのかについて明確なものを示す必要があると考える。

---

### (2) 生涯学習を振興するうえで大切にしたい視点

---

#### 学びは「個人」発であること

- 「生涯学習＝学び」というものを考えるとき、まず基本として認識しておかなければならないことが、学びは「個人」発である、ということである。人はなぜ学ぶのか、それは「個人の成長・発達のためのもの」であり、「個人の豊かな人生のためのもの」であり、それは「個人の自発によるもの」である。
- 生涯にわたって学ぶということは、社会との関わりの中で生きている人間の生存にとって不可欠なものである。学ぶことによって人間は自分の人生を展望する能力を身に付け、自分以外の他者を理解し、関係をつなぐ能力を身につけ、共に社会を担う一員となることができる。そして、そのように自分以外の他者と共に社会を創っていくことが、個人の豊かな人生のためには不可欠であると考えられる。

#### 「学ぶ」主体と「学びを支援する」主体を分けて考える

- 前述のとおり、学びは「個人」発のものであり、「学ぶ」主体は一人一人の個人であるが、生涯学習を振興するという点については、「学びを支援する」主体という視点からも考える必要がある。
- 「個人」発の学びを、誰がどのような目的をもって支援するのか。生涯学習を振興する計

画を作るうえでは、「学ぶ」主体と「学びを支援する」主体とを分けて考えることが大切である。

- 「学びを支援する」主体は、民間教育事業者、大学等の教育機関、NPO（市民活動団体等）、企業等いろいろなものが考えられる。行政はそのようにさまざまある「学びを支援する」主体のひとつであるが、同時に古賀市全体の「学びを支援する」計画を作る主体として、全体を見渡す視点と責任が求められる。

### 学びとは本来喜びである。学びの喜びをどうやって伝えるか

○学びとは本来、喜びが伴うものである。だからこそ、「自ら学ぶ」ことにつながる。自分が持っている願望や希望が達成できたと感じたとき人は喜びを感じるが、学びとはそのような一人一人の自己実現をかなえていく営みである。

○何を喜びと感じるか、楽しみと感じるかは、人によって違う。学びの喜びは必ずしも皆同じではない。このことは、学びの喜びをどのように周りと共有するかということを考えるとき、前提として大事なことである。

○「学びを支援する」ということについては、一人一人が持っているそれぞれの願望や希望に「寄り添う」「向き合う」視点が大切である。

### 「学びを支援する」主体として、「主要な対象」をどこに置くか

○「学びを支援する」主体である行政が対象とするのは「学ぶ」主体である全ての市民だが、とりわけどのような人たちに視点をあてるのか、「主要な対象」を想定することは生涯学習振興方策として必要である。

○それは、特定の「主要な対象」のみの問題だからではなく、「主要な対象」に視点をあてて支援することが実はあらゆる市民や社会全体に広がりを持った支援となる、という考え方からである。

○「主要な対象」としては例えば、さまざまな理由で学習機会への参加に困難を抱える人たち、地域社会との関わりをほとんど持たずに定年退職を迎えたサラリーマン層、「学校」「職場」といった組織への帰属を失った若年層などが考えられる。これらの人たちは今の社会において象徴的な対象ではあるが、これらの人たちだけの問題ではなく、社会全体に広がりを持つ問題である。今の社会の実情を把握し、どこに必要性があるのかを改めて見極めることが必要である。

### (3) 学びと市民活動について

○学びとは、何よりもまず個人の成長・発達や自己実現にかかわるものであるが、それは自己完結的なものではなく、他の人々との関わりや地域・社会への参加によってこそ実現するものであると考える。

○人は、自分以外の他者との関係性の中で、自分のありようを他者に認められることで、人間として存在することになる。地域・社会という共同体の中で生きている私たちは、お互いがお互いの存在を承認し合い、共同体をつくることに自らが参加していることを実感することによってこそ、自己実現に達することができると思う。

○このように、あらためて「地域・社会をつくる」ということで学びの意義をとらえると、「市民が社会をつくる」営みである市民活動とは、まさにそのような学びを体現するもの

であるといえる。

- 市民活動とは、営利を目的とせず、公共の利益に役立つことを目的とした市民による自発的な活動全般をさす概念である。もともと地縁による互助の営為で支えられてきた日本の地域社会において、地縁を基盤としない自立した公益活動組織（団体）の存在は、社会をつくる新たな主体として、この10年間でますます重要性を増している。
- 市民活動の中に、私たちは「市民が社会をつくる」学びのスタイルを見出すことができる。生活の中から問題をすくい上げ、そこからあるべき状況に地域や社会が変わることを求めて自ら動いていくという社会参加のあり方は、学びによって自己実現をめざそうとする方向性と重なるものである。
- 市民活動においては、組織や活動が外に開かれており、より多くの人の共感と参加を集めていることが重要になってくる。そこに学びが果たす役割は大きい。学びによって市民活動が育ち、市民活動によって社会が育つ、そのような循環をつくりだしていくことが生涯学習を振興する大きな理由となるはずである。

---

#### (4) 生涯学習を振興する仕組み（小・中・大コミにおける展開）について

---

- 第1次基本計画においては、生涯学習振興の目標を「人づくり」と「コミュニティづくり」に定め、特に「コミュニティづくり」については、小学校区を単位とする「校区コミュニティ」を基盤として生涯学習を振興し、地域課題に取り組むことを提唱し、進めてきた。
- 第2次基本計画においても、市民の自主的な

学習と実践、それを支え・地域へつなげる仕組みとして、小コミュニティ（行政区）・中コミュニティ（校区コミュニティ）・大コミュニティ（市全体）といったエリアごとの生涯学習振興施策を打ち出す必要がある。

- 生涯学習は、主体的な「学び」と「実践」の循環としてとらえること、その循環の中で地域・社会とつながり、地域・社会自体を変えていくものであるととらえている。そのような循環を促すために、それぞれのエリアごとにどのような生涯学習振興方策が有効かということを明示することが計画には求められる。
- この時に改めて確認しておきたいことは、「地域コミュニティ施策」と「生涯学習振興施策」というものを分けて考えること、分けたいうえでそれぞれの施策とエリアごとの関係をとらえることが必要である、ということである。
- 「地域コミュニティ施策」が、地域の問題を背負うことのできる責任ある組織（基盤）をつくることである、と位置づけると、「生涯学習振興施策」とは、主体的な学びを通じた共同体（エリア型コミュニティだけでなく、テーマ型コミュニティも含む）形成を促すことである、と位置づけることができる。
- 「責任」でつながる地域コミュニティを形成するためには、その素地として地域に住む人々の人間関係があることが前提となる。主体的な学びによって共同体を形成しようとする「生涯学習振興施策」は、まさにその「人間関係づくり、土壌づくり」を担っていると言える。
- このようなことを前提としたうえで、以下のように、エリア（小コミ・中コミ・大コミ）ごとの生涯学習振興方策を考えた。

### 【小コミュニティ（行政区）】

- これまで、地域住民の身近な学習や交流の場としての分館（地域公民館）を拠点として、地域の実情に応じたさまざまな分館活動が展開されてきた。運動会や文化祭、夏祭りといった地域行事と一体となったものから、学級生を募り一人一人の参加を大切にする分館教養学級にいたるまで分館活動は各地域に根づいており、そのような営みはこれからも大事にしていきたい。
- 一方で、分館活動が地域によっては行事を消化することが目的になってしまっていたり、参加者の固定化・減少といった悩みを抱えていたり、活動内容に行き詰まりを感じていたり、といったさまざまな問題点があることも指摘された。また地域差はあるものの、今後10年間を見据えると、少子化・高齢化の進展は確実に分館活動や地域の維持そのものを困難にしていくと思われる。
- 「個人」発の学び、一人一人が持っている願望や希望に「寄り添う」「向き合う」学び、生活の延長線上にある学び、というものは、自分たちが住んでいる地域で、顔が見える関係があつてこそ、より確かなものになる。そのような考え方から小コミュニティ（行政区）においては、分館を住民自治の拠点であると同時に学びの拠点であると位置づけ、分館活動により個人の学びと地域の活性化を図っていくことがこれまで以上に求められる。
- ただし、分館がこれからも学びの拠点としてその機能を十分に地域で発揮するためには、前述の問題点を踏まえたうえでもう一度、「分館活動がめざしていること・分館活動でしかできないことは何か」ということを地域住民・行政が共有し、学ぶ主体として、あるいは学びを支援する主体として何ができるか

ということを共に考えていくことが必要なのではないだろうか。

- 「分館活動がめざしていること」のひとつは「ふるさとづくり」であると考え。子どもにとっても大人にとってもふるさとは必要である。分館活動を通して自分がこの地域の一員である実感できたとき、それは「ふるさとづくり」につながっている。多様な世代が参加でき、交流が生まれるような「ふるさとづくり」を分館が中心となって行ってきたい。
- また、分館活動は基本的には地域住民によって行われるものだが、これからは地域以外の人や組織・団体と一緒にやるということをもっと積極的に取り入れたい。そのことが、前述の問題点の解決の糸口になったり、さらに新しい活動を生み出すもとになる可能性を持っていると考える。
- とりわけ、学びを支援する主体であり、分館活動を支援する立場にある行政は、分館活動が学びと実践の循環であることを意識して、地域の主体性を大事にしつつどのように関わることができるのかを考える必要がある。

### 【中コミュニティ（校区コミュニティ）】

- 少子化・高齢化等による地域課題の増加が小コミュニティを超えた課題解決の仕組みを求めている中で、人材の確保や対応できる課題に幅があるといった特徴を持つ、中コミュニティレベルでの学習活動の必要性が、今後10年間を見据えるとますます重要になってくる。
- 現在は8校区中7校区で校区コミュニティ運営協議会という新たな組織が立ち上がり、スポーツ大会や文化祭・フェスタ等のほか、寺子屋や通学合宿、アンビシャス広場といった子どもを中心とした活動、防犯パトロールや

通学路見守り活動等、多くの地域活動が校区コミュニティ単位で取り組まれている。

- また小学校区という単位では、区長会や分館長会、子ども会育成会等の多くの既存団体や組織が小学校区組織を持っており、また校区スポーツ大会や校区文化祭・フェスタ等も開催されており、校区としての連携や活動は既に各所で行われている。
- 今ある「校区エリアを対象とした活動」が、地域とつながりを持ちながらより発展するために校区コミュニティという組織を活用するという発想で、さらに多くの活動が連携していくような支援が求められる。特に子どもを中心とした活動は校区エリアにおいて取り組みやすいという特徴があるが、子ども中心の活動をベースにしながら、さらにそれを全世代的なものに発展させていくような活動の広がりをつくることが求められる。
- 加えて、担い手の持続性・新たな参加の問題も含め、小コミュニティ単位である分館への必要に応じた支援、多様な層とのネットワークづくり、そしてそれらを担う人づくりが、これからの校区コミュニティには期待される。
- こうしたことの仕組みづくりにおいては、地域住民の実情を把握し、共に考え成長する、有償の学習支援者が不可欠だと考える。

#### 【大コミュニティ（市全体）】

- 大コミュニティにおける施策はこれまでの小コミュニティ・中コミュニティとは異なり、エリアにとらわれない活動、あるいはエリアごとの活動を支援するような施策が求められる。
- エリアごとの活動が基本的には地縁を基盤としているのに対し、エリアにとらわれない活動は共通の思いや目的を基盤としている。市民活動とはその代表的なものである。

○先に述べたように、市民活動は「市民が社会をつくる」学びを体現するものであり、その支援策としては大コミュニティレベルで考えることが適当ではあるのだが、そのようなエリアにとらわれない市民活動が、地縁を基盤とした小コミュニティや中コミュニティとの連携を模索することは、お互いの学びを深めたり、確かなものにつなげる試みである。

- 小・中コミュニティでは対象となりにくいものや、全体を見渡したうえで必要性があると思われる課題について学びの場を設けることも大コミュニティレベルで考えるべき支援策である。
- これまで個人の問題として、あるいは限られた人の問題として扱われていることが、実際は全世代的・社会的な広がりを持った問題となっているものもある。例えば職業の問題は、これまで個人の能力や適性の問題として、また学校を卒業してから就職するまでの限定された世代の問題として扱われることが多かった。しかし実際は個人の能力の及ばないさまざまな要因による、また若年層に限定されない全世代的な問題であることは、現在は多くの人に受け入れられることと思われる。
- 生涯学習が人間の生涯という時間軸に焦点をあてた概念であることを考えると、人間の生涯全体を見渡すという視点で、今どこに、どのような学びが必要なのかを考えることが、大コミュニティレベルの施策としては求められる。

#### 4. 報告書提出にあたって

国では約30年前から生涯学習推進のための組織改編がなされ、古賀市においても、「いつでも、どこでも、だれでも、何でも学べてその

成果が適正に評価される生涯学習社会」というスローガンが学習の主体としてのポジティブなイメージとして浸透してきたと思われる。

「2020 TOKYO」の感動は、第18回東京オリンピックが開催された時、真っ赤なブレザーで入場する日本選手団の姿に重なり、高揚する気持ちと幸福感に満ちた瞬間でもあった。誘致成功にはプレゼンターは勿論、都庁職員を始め多くの方々が思いを一つにしてきた結果であろう。とりわけ義足のジャンパー佐藤真海選手がプレゼンで言った「何を失ったかを考えるのではなく、今あるもので何ができるかを考えた時スポーツの力を信じることができた。一緒に頑張る精神、希望、笑み、人を結びつける力を感じた」という言葉は、スポーツは本来、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が楽しめるものでなければならないというメッセージとも感じた。佐藤真海選手の強さに感動すると共に、さまざまな状況にあるすべての古賀市民が「学ぶよろこび」を感じ「逞しく生きる」ことのすばらしさを実感できるような生涯学習の計画づくりに弾みがつくような感じを持った。

第2次基本計画の策定に向け、審議で示された数多くの意見を基に、現在の古賀市の状況について整理し、その上で、めざすべき施策の方向性や施策を推進する際に必要な視点等を明確にし、市民の学習活動の推進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習の振興方策について報告書にとりまとめることができた。

本報告書を受けて、これまでの第1次基本計画の成果を踏まえつつ、第2次基本計画においても、多様化・高度化する市民の学習ニーズに引き続き応えとともに、社会全体で取り組む学習や地域課題の解決にむけた学習が一層推進され、生涯学習行政・社会教育行政が更なる発展を遂げることを期待する。

# ○これまでの取組と成果

## ●校区コミュニティ運営協議会の設置状況●

	組織名称	設立年度	人口	世帯数	拠点施設	
小野校区	小野校区運営協議会	18年度準備会設立	20年4月 設立	6,678人	2,313 世帯	ほたるの宿 (小野小学校旧 用務員室)
花見校区	花見校区コミュニティ 運営協議会「松原ネット 花見」		20年4月 設立	8,233人	3,121 世帯	松原ネット センター (花見小学校旧 用務員室)
千鳥校区	千鳥校区コミュニティ		20年8月 設立	6,053人	2,448 世帯	なし (千鳥南区公民 館・千鳥苑利 用)
古賀東校区	古賀東校区コミュニ ティ協議会		20年11月 設立	8,912人	3,619 世帯	久保公民館 管理人室
花鶴校区	花鶴校区コミュニティ 協議会「かづるコミュ ニティ」	19年度準備会設立	21年度 設立	5,048人	2,304 世帯	なし (校区内の各分 館を利用)
古賀西校区	古賀西校区コミュニ ティ運営協議会		23年度 設立	11,176人	4,578 世帯	古賀西小学校 旧用務員室
舞の里校区	舞の里校区コミュニ ティ協議会	21年度準備会設立	23年度 設立	6,642人	2,200 世帯	なし (校区内の各分 館を利用)

(平成25年3月末現在)



(花見校区・松原清掃活動)



(古賀東校区・防災訓練)

## ●学校施設の地域への開放（旧用務員室の活用）●

小学校名	活用状況	改修等の状況
青柳小学校	ふれあい教室（主に子ども会育成会やアンビシャス広場の拠点として活用）	平成 18 年度に改修
小野小学校	ふれあい教室（主に校区コミュニティ運営協議会の拠点として活用）	平成 18 年度にボランティアにより改修
古賀東小学校	介護予防拠点施設「えんがわくらぶ」として活用	平成 13 年度に高齢者福祉課（現・介護支援課）へ所管移行
古賀西小学校	ふれあい教室（主に校区コミュニティ運営協議会の拠点として活用）	平成 21 年度に改修
花鶴小学校	ふれあい教室（主に校区コミュニティ運営協議会と PTA が共用）	平成 21 年度に改修
千鳥小学校	ふれあい教室（主にアンビシャス広場の拠点として活用）	平成 18 年度に改修
花見小学校	ふれあい教室（主に校区コミュニティ運営協議会の拠点として活用）	平成 18 年度に改修

※ふれあい教室：小学校の管理の下で、コミュニティ活動や地域を拠点とした団体の活動の場として使用する施設。



（青柳小学校）



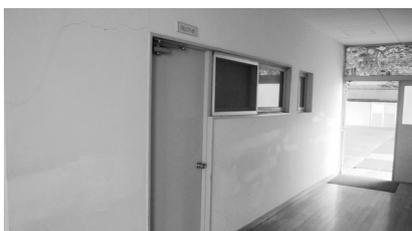
（小野小学校）



（古賀東小学校）



（古賀西小学校）



（花鶴小学校）



（千鳥小学校）



（花見小学校）

## ●市の事業における学習機会の提供●

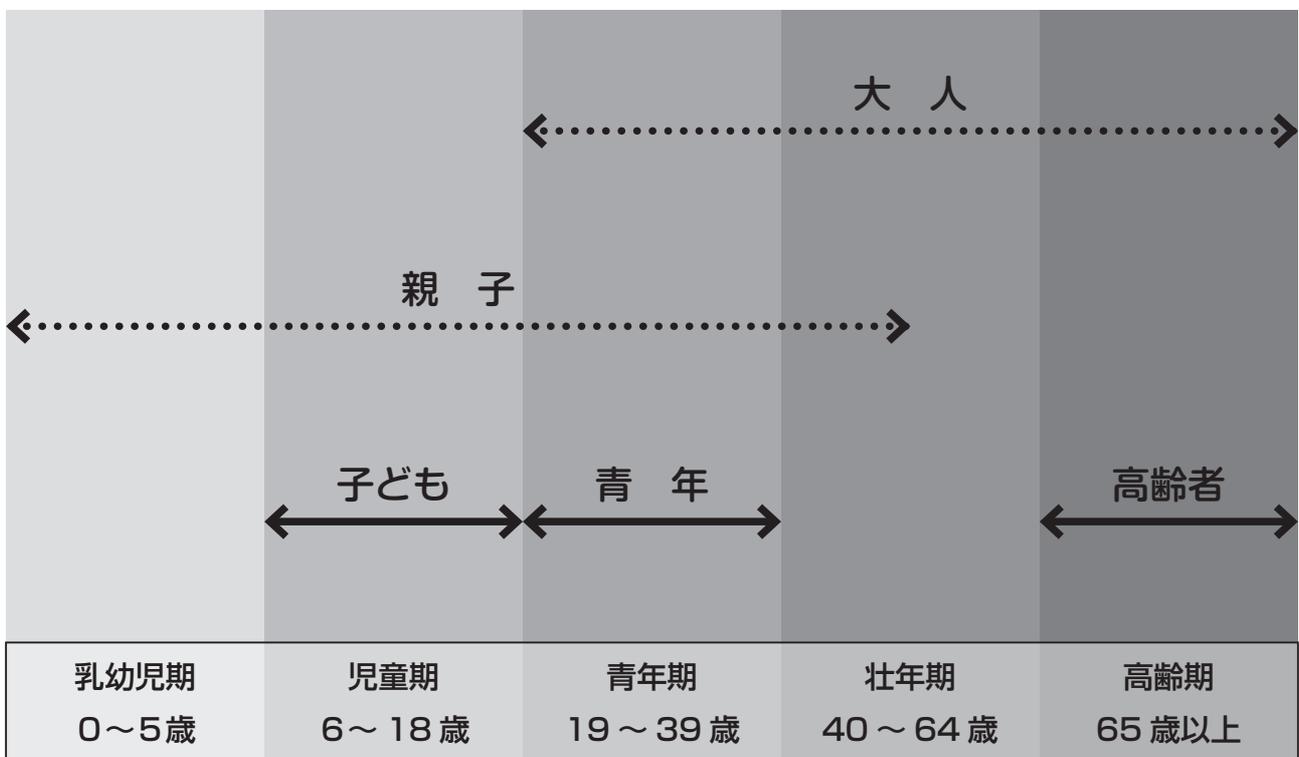
生涯学習は人間の生涯にわたって行われるものです。市の事業においては、分野ごとの施策の中で、さまざまな形態で学習機会の提供が行われているため、市における学習機会提供に関する事業の全体像を把握することを目的として、一覧表を作成しました。

生涯学習活動は内容や対象者、形態などが多岐にわたるため、以下のような項目に沿って整理しています。

### 【主な対象者】

学習活動の主な対象者を、人の一生のどの段階かという視点で分類しました。

また、個人以外を対象とする場合は「事業所」及び「団体」、対象を特定しない場合は「市民全体」としました。



子ども	児童期を対象とするもの
青年	青年期を対象とするもの
親子	乳幼児期～児童期の子どもとその親（保護者）を対象とするもの
大人	青年期～高齢期を対象とするもの
高齢者	高齢期を対象とするもの
事業所	民間の企業や事業所及びそれらに勤める従業員を対象とするもの
団体	市民団体や各種団体を対象とするもの
市民全体	対象を特定せず、広く市民全体を対象とするもの

## 【学習機会の提供者】

市の事業であるため基本的には市が実施主体となりますが、他の主体と一緒に実施する場合や、市以外の主体が実施主体となる場合もあります。

市	市の各部署
事業所	民間の企業や事業所
団体	市民団体や各種団体
ボランティア	個人のボランティア

## 【学習の形態】

市の事業における学習機会の提供を、4つの形態に分類しました。

形態	内容	事業の例
講座型	特定の知識や技能の習得を目的に、一定のプログラムに沿って行われるもの。	講座、教室、研修会
参加型	多くの人が主体的に参加し、参加者同士の交流や対話が生まれるような場をつくり出すもの。	まつり、発表会、交流会、スポーツ大会
啓発型	作品を見たり、講話を聴いたりすることによって学習者が自ら気づき、感じ取ることができるようなきっかけを提供するもの。	講演会、展示会、コンサート、上映会
支援型	学習できる環境を整備したり、支援したりするもの。	補助金、資料提供、施設貸し出し

## 【学習の分野】

学習の内容に応じて大きく8つに分類しました。

学校教育	ここでは学校教育のうち「教師以外が関わる事業」もしくは「授業時間以外の時間で行われる事業」を対象とする
社会教育	社会教育のうち、文化・芸術・スポーツに関する以外のもの
文化・芸術	文化・芸術に関するもの
健康づくり・スポーツ	健康づくり・スポーツに関するもの
子育て	子育てに関するもの
高齢者福祉	高齢者福祉に関するもの
職能開発	職業に必要な知識・技能の習得に関するもの
社会的課題	上記以外のさまざまな社会的課題に関するもの

【学習機会提供に関する事業一覧表（平成 25 年度）】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
子ども	市	講座	学校教育	英会話体験学習事業（夏休み英会話教室事業）	夏季休業中、ALT、ALT補助員が講師となり、小学生希望者を対象に英会話教室を行う。 【学校教育課】
	市	講座	学校教育	小学校学習支援事業（学習支援アシスタント事業）	授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身につけていない児童への支援を行う。【学校教育課】
	市	講座	学校教育	中学校学習支援事業（学習支援アシスタント事業）	
	市	支援	学校教育	部活動指導等支援事業	専門的技術指導のできる指導者がおらず、部活動指導に困難をきたしている中学校に対し、外部講師を派遣する。【学校教育課】
	市	支援	学校教育	部活動大会参加支援事業	部活動大会参加者に対して、大会参加費及び旅費を補助金として交付する。【学校教育課】
	市	講座	学校教育	小学校読書リーダー育成事業	読書活動に関する講座や研修を行い、読書の楽しさや大切さを伝える読書リーダーを育成する。【学校教育課】
	市	講座	学校教育	中学校読書リーダー育成事業	
	市、事業所	参加	学校教育	中学生職業体験学習事業	市内の各事業所で職場体験を行う。 【学校教育課】
	市	講座	学校教育	小学生キャリア教育事業	専門の講師による「接遇マナー研修」を行う。 【学校教育課】
	市	参加	学校教育	小学校総合的な学習事業	体験活動、創作活動、地域との交流活動などさまざまなかたちで子どもたちの「生きる力」の育成を行う。【学校教育課】
	市	参加	学校教育	中学校総合的な学習事業	
	市	支援	社会教育	学校図書館・公共図書館相互貸借事業	公共図書館及び学校図書館ネットワークを使い、横断検索で資料の検索を行い、相互に貸借を行う。【サンフレアこが】
	市	支援	社会教育	子ども居場所提供事業	児童館を開放し、小学生・中学生・高校生が気軽に集うことができる居場所を提供する。 【青少年育成課】
	市、団体	支援、参加	社会教育	地域子ども居場所づくり事業（アンビシャス広場づくり事業）	地域による放課後及び週末の居場所づくりとして、学校や公民館などで体験活動など様々な活動を展開する。【青少年育成課】
	団体	参加	社会教育	青少年生活体験支援事業（通学合宿事業）	小学校4～6年生を対象に公民館等を利用して概ね1週間の炊事、洗濯、掃除等の生活体験を子どもたちだけで行い学校へ通う合宿生活を実施する。【青少年育成課】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
子ども	市	支援	社会教育	地域青少年体験活動支援事業	地域での子どもの体験活動（「寺子屋」等）に取り組む指導者に対し、支援を行う。 【青少年育成課】
	市	支援	社会教育	青少年活動支援事業（コスモックスまつり事業）	児童センターでコスモックスまつりを実施する。中高生自主企画・運営の定着化をめざしてサポートを行う。【青少年育成課】
	市	支援	社会教育	次世代リーダー育成事業	「日本の次世代リーダー養成塾」への参加者に対し補助金を交付する。【青少年育成課】
	市	講座	社会教育	子ども自立支援事業（スタンダードアローン（一人で立つ）支援事業）	学力向上のための補習授業や、進学・就職への関心を促す研修等を実施する。【隣保館】
	市、団体	参加	社会教育	青少年体験活動推進事業	子ども体験活動や親子交流活動を行う。 【青少年育成課】
	市、ボランティア	啓発	文化・芸術	子ども文化芸術鑑賞事業（アートバス事業）	子どもたちを集団でバスに乗せて美術館に連れて行き、一緒に絵画・彫刻等の一流のアートを鑑賞する。【生涯学習推進課】
	市、団体	啓発	文化・芸術	子ども文化芸術作品展示事業（こども美術展事業）	美術、書道作品を募集し展示を行い、優れた作品を表彰する。【生涯学習推進課】
	市	参加	健康づくり・スポーツ	子ども体力づくり推進事業	地域ごとに小学校体育施設地域開放日を設定して、スポーツ推進委員を講師とする子どもの基礎体力づくりの講座を行う。【生涯学習推進課】
	市	支援	社会的課題	次世代人権リーダー育成事業	人権活動の指導的役割を担う人材育成事業（全国高校生集会・多民族共生人権研究会など）に参加する高校生（若年者）に対し補助金を交付する。【人権センター】
青年	市	参加	社会教育	成人祝賀事業（成人式事業）	成人式の実行委員を新成人の中から公募し、実行委員会を組織し、成人式の企画運営を担う。 【生涯学習推進課】
	市	講座	社会教育	青少年育成団体指導者育成事業	青少年健全育成に関わる指導者等に向けた研修を企画し、開催する。【青少年育成課】
親子	市	参加	学校教育	読書推進事業	学校図書館で、親子読書会、おはなし会等を実施する。【学校教育課】
	市	参加	社会教育	小学校親子読書活動促進事業	毎月各小学校で親子読書会を開催し、読書から発展した活動を展開する。古賀市親子読書のつどいを開催し、各小学校の親子読書会との交流や情報交換を行う。【サンフレアこが】
	市	参加	社会教育	読み聞かせ促進事業（おはなし会事業）	本の読み聞かせや講師の招聘をし、おはなし会を開催する。【サンフレアこが】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
親子	市	講座	健康づくり・スポーツ	家族健康づくり事業（家族コツコツ（骨骨）健康づくり事業）	計画的・定期的に健康測定機器を活用した測定を行い、その結果をもとに健康学習等を実施する。【予防健診課】
	市、団体	参加	子育て	地域乳幼児親子交流促進事業（マザーズルーム事業）	花見光保育園内に地域の親子が集まれる場として「ひかりマザーズルーム」を設置し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う。【子育て支援課】
	市	参加	子育て	地域乳幼児親子交流促進事業（ミニつどいの広場事業）	学童保育所の空き時間に地域の親子が集まれる場として「ミニつどいの広場」を設置し、親子遊び、相談事業、子育て情報の提供、講座の開催等を行う。【子育て支援課】
	市	参加	子育て	乳幼児親子居場所提供事業（つどいの広場でんでんむし事業）	サンコスモ古賀内に地域の親子が集まれる場として「つどいの広場（でんでんむし）」を設置し、親子遊び、相談事業、子育て情報の提供、講座の開催等を行う。【子育て支援課】
	市	参加	子育て	乳幼児絵本との出会い促進事業（ブックスタート事業）	親子遊びや絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊提供する。【子育て支援課】
	市	参加	子育て	乳幼児親子交流事業（親子あそび・2才児元気っ子広場事業）	米多比児童館・千鳥児童センターで親子あそび提供の日時を設定し、あそびの提供を行う。【青少年育成課】
	市	参加	子育て	多胎児親子交流・情報交換促進事業（ツインズクラブ事業）	親同士の交流を中心に親子遊びの提供や育児相談等を行う。【子育て支援課】
大人	市	参加	職能開発	女性農業者育成事業	女性農業者の農業経営能力向上を目的とした協議会、研修会、イベントの企画・実施等を行う。【農林振興課】
	市	参加	職能開発	認定農業者育成事業	認定農業者の確保と育成を目的とした協議会、研修会、イベントの企画・実施等を行う。【農林振興課】
	市	支援	職能開発	新規就農支援事業	45歳未満の新規独立・自営就農者に対して就農支援を行う。【農林振興課】
	市	講座	社会教育	文化教養向上事業 [隣保館]	パソコン、生花、民舞等の各種文化教室を実施する。【隣保館】
	市	参加	社会教育	学校授業聴講支援事業	小中学校で行われている授業及び行事等の教育活動の場を広く市民に生涯学習の場として開き市民と児童生徒がふれ合い、共生、協力して学習する。【学校教育課】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
大人	市	講座、啓発	社会教育	読書活動促進事業 (読書講座・読書講演会事業)	読書講座や講演会を開催する。 【サンフレアこが】
	市、ボランティア	講座、参加	社会教育	地域教育力向上事業 (コスモス市民講座事業)	ボランティアスタッフと連携し、市民講座を企画し、開催する。【生涯学習推進課】
	市	啓発	社会教育	家庭教育啓発事業	家庭教育に関する講演会、講座等を開催する。 また、家庭教育情報誌等を発行する。 【生涯学習推進課】
	市、団体	啓発	社会教育	青少年健全育成啓発事業	青少年健全育成大会を青少年育成市民会議と共催で開催する。【青少年育成課】
	市、団体	啓発	社会教育	思春期教育啓発事業	思春期講演会を市内3中学校PTA、青少年育成市民会議と共催して開催する。 【青少年育成課】
	市	講座	文化・芸術	文化芸術活動促進事業	文化活動団体を対象として、広報誌の作り方講座を開催する。【生涯学習推進課】
	市、団体	参加	文化・芸術	文化芸術発表事業 (文化祭事業)	文化協会会員の舞台発表や作品展示を広く市民に紹介し、市民の文化芸術を鑑賞するとともに活動する契機を提供する。【生涯学習推進課】
	市、団体	啓発	文化・芸術	文化芸術鑑賞事業 (芸術祭事業)	文化の普及活動や人材の育成に貢献されている指導者・講師等による、優れた作品や舞台を披露する祭典として、芸能部門と美術部門の披露や展示を行う。【生涯学習推進課】
	市	講座	文化・芸術	自然史歴史教養向上事業	自然や歴史について学ぶ機会として「自然史・歴史講座」を開催する。【サンフレアこが】
	市、ボランティア	参加	文化・芸術	史跡案内事業	史跡ボランティアの持っている知識を活用し史跡案内を行う。【サンフレアこが】
	市、事業所	参加	健康づくり・スポーツ	スポーツ活動促進事業 (市民交流ゴルフ大会事業)	古賀ゴルフクラブで市民対象のゴルフ大会を開催する。【生涯学習推進課】
	市	啓発	社会的課題	地域福祉啓発事業	地域福祉に関する出前講座やイベントでの展示等を実施する。【福祉課】
	市	講座	健康づくり・スポーツ	地域ウォーキング促進事業	ウォーキングに関する基礎的な知識やプログラム作成の手法等を学ぶための講座を実施する。 【生涯学習推進課】
	市	講座	健康づくり・スポーツ	体力づくり促進事業	健康意識、運動、食を中心とした研修や講習を実施する。【予防健診課】
	市	講座	健康づくり・スポーツ	食生活改善推進員養成事業	管理栄養士を講師として、栄養講話や調理実習等の教室を開催する。【予防健診課】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
大人	市	講座	子育て	妊娠期健康増進事業	妊娠期を健やかに過ごすための正しい知識・情報を提供する妊婦教室（すこやか教室）を開催する。【予防健診課】
	市	講座	子育て	離乳食指導事業	離乳食や育児に関する情報提供のため、離乳食教室を開催する。【予防健診課】
	市	講座	子育て	父親育児参加促進事業（イクメン道場事業）	父親を対象とした子育てや仕事と育児の両立に関する講演会・講座を実施する。【子育て支援課】
	市	講座	高齢者福祉	地域介護予防推進事業	玄米にぎにぎ・ボール体操等の指導が出来る健康づくり運動サポーターを養成する。【介護支援課】
	市、事業所	支援	高齢者福祉	介護支援専門員マネジメント力向上事業	自主運営のネットワークの事務局として研修会の開催等の事務支援を行う。【介護支援課】
	市	啓発	高齢者福祉	制度趣旨普及事業	介護保険べんり帳や介護保険案内パンフレットを配布したり、出前講座などにより介護保険制度の周知を図る。【介護支援課】
	市	講座	高齢者福祉	家族介護力向上事業	家族介護教室を開催し、介護技術、介護予防、介護者の健康づくりなどの指導を行う。【介護支援課】
	市	支援	高齢者福祉	ホームヘルパー養成事業	（財）福岡県市町村振興協会が実施するホームヘルパー2級養成研修を受講するための推薦等事務を行う。【介護支援課】
	市	講座	職能開発	職業技能教育事業	求職者を対象にパソコン操作を身に付けるための講座を実施する。【隣保館】
	市、団体	参加	社会的課題	人権教育研究事業（「同和」教育研究大会事業）	市内で実践されている優れた人権の取組を、実践報告・ワークショップ・パネルディスカッション・講座等の多様な手法で発表する「古賀市『同和』教育研究大会」を開催する。【人権センター】
	市	支援	社会的課題	男女共同参画リーダー育成事業	男女共同参画に関する研修会（福岡県海外女性研修の翼、日本女性会議研修）に参加する参加者に対し補助金を交付する。【総務課】
	市	支援	社会教育	市民活動コーディネート事業	専門的知識及び技能を持った市民や団体の登録を行い、その利用を希望する人に紹介する「人材バンク」を運用する。【生涯学習推進課】
	市	支援	社会教育	市民活動情報発信事業	市民活動に関する情報をホームページや市民活動情報コーナー等で情報発信する。【生涯学習推進課】
	市	講座	社会教育	出前講座管理事務	市政に関する講座を設け、要望に応じて市職員を講師として派遣する。【地域コミュニティ室】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
高齢者	市	参加	高齢者福祉	高齢者軽運動促進事業（いきいきボールンピック事業）	介護予防週間に、柔らかいボールを使用したボールゲーム大会を実施する。【介護支援課】
	市、事業所	参加	高齢者福祉	高齢者等介護支援ボランティア活動支援事業	登録をしたボランティアが介護保険施設等で行ったボランティアに対しポイントを付与し、ポイント数に応じ交付金を交付する。【介護支援課】
	市、ボランティア	参加	高齢者福祉	介護予防支援センター（りん）管理運営事業	革細工、木工、陶芸などものづくり、園芸活動等、テーマを決めて活動を行う。【介護支援課】
	市、ボランティア	参加	高齢者福祉	介護予防・生きがいづくり支援（しゃんしゃん）事業	ものづくり、ダンス、室内スポーツ、歌音楽活動等、テーマを決めて活動を行う。【介護支援課】
	市、ボランティア	参加	高齢者福祉	高齢者生きがいづくり支援センター（えんがわくらぶ）運営事業	小学校と共働による世代間交流を中心に文化伝承、園芸等、テーマを決めて活動を行う。【介護支援課】
	市、ボランティア	参加	高齢者福祉	介護予防・生きがい活動支援センター（ゆい）管理運営事業	手芸、調理、パソコンなどの趣味活動を通して心身機能の低下を防ぐとともに、新たな仲間づくりや生きがいづくりを支援する。【介護支援課】
	市	参加	高齢者福祉	高齢者文化・スポーツ大会参加支援事業（ねんりんスポーツ・文化祭）	ゲートボール、グランドゴルフなどのスポーツ競技や囲碁、将棋、美術展などの文化イベントへの参加を促し、表彰する。【介護支援課】
団体	市	講座	社会教育	社会教育関係団体活動支援事業	社会教育関係団体の活動に資する講座を企画・実施する。【生涯学習推進課】
	市	支援	社会教育	分館活動支援事業	各分館で実施される分館教養学級に対し、補助金を交付する。【生涯学習推進課】
	市	支援	社会教育	地域文庫・読書ボランティア支援事業	地域文庫に図書館資料を貸し出す。【サンフレアこが】
	市	支援	社会教育	家庭教育活動支援事業	市PTA連合会の活動に対し補助金を交付する。【生涯学習推進課】
	市	支援	社会的課題	国際交流活動支援事業	市民活動団体の国際交流活動に対し補助金を交付する。【経営企画課】
	市	支援	社会教育	青少年育成活動支援事業	青少年育成活動団体に対し補助金を交付する。【青少年育成課】
	市	支援	文化・芸術	舞台芸術活動支援事業	古賀市民劇団の活動場所の確保、補助金交付事務、広報事務等を行う。【生涯学習推進課】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
団体	市	支援	健康づくり・スポーツ	ジュニアスポーツ活動支援事業	ジュニアスポーツ活動に取り組む団体に対し補助金を交付する。【生涯学習推進課】
	市	支援	健康づくり・スポーツ	競技スポーツ大会参加支援事業	各種スポーツ大会に地方予選を勝ち抜いて出場した団体等に対し補助金を交付する。【生涯学習推進課】
	市	支援	健康づくり・スポーツ	スポーツ大会運営支援事業	多様な体育事業を実施する古賀市体育協会へ補助金を交付する。【生涯学習推進課】
	市	支援	高齢者福祉	園芸福祉活動支援事業	学校や地域において園芸福祉活動を行う「緑のまちづくりの会」に対して補助金を交付する。【予防健診課】
	市	支援	高齢者福祉	老人クラブ活動支援事業	老人クラブ連合会及び老人クラブに対し、補助金を交付する。【介護支援課】
	市	講座	社会的課題	人権・同和教育事業（各団体人権研修事業）	人権問題精通者を講師に招き、各団体に対し人権啓発研修を実施する。【人権センター】
	市、団体	参加	社会的課題	女性団体交流支援事業	市内女性団体のネットワーク会議を開催し、それぞれが抱える問題等を出し合い、解決への道筋を協議する。【総務課】
事業所	市、事業所	参加	社会的課題	アダプトプログラム促進事業	市民・企業等と市が合意書を締結し、周辺の道路等の環境美化活動を行う。【生涯学習推進課】
	市、団体	啓発	社会的課題	企業内同和問題教育事業	古賀市企業内「同和」問題研修推進会議において、人権問題に関する研修会の開催や関係団体が開催する研修会等の参加を推進する。【商工政策課】
市民全体	市	啓発	社会的課題	し尿処理情報発信事業	し尿処理施設への見学受け入れ、イベントでのパネル展示、講座等を実施する。【環境課】
	市	講座	社会的課題	環境教育・学習推進事業	環境学習や市民講座を実施する。【環境課】
	市	啓発	社会的課題	ごみ減量啓発事業	イベントでのパネル展示やマイバックの配布を実施する。【環境課】
	市、団体	参加	社会教育	図書館利用促進事業（図書館まつり事業）	読書感想画展示、ぬりえコンテスト、読書講演会、ブックリサイクル等、読書活動に関する行事を開催する。【サンフレアこが】
	市	啓発	社会教育	視聴覚資料利用促進事業	図書館が所蔵しているAV資料を「名画会」「子ども映画会」として上映する。【サンフレアこが】
	市、団体	支援	社会教育	視覚障害者読書支援事業	朗読ボランティアが録音したテープなどを無料郵送システムを利用し、郵送する。【サンフレアこが】
	市	支援	社会教育	ホームステイ留学生受入支援事業	ホームステイ受入家庭に対し補助金を交付する。【生涯学習推進課】

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
市民全体	市、団体	参加	社会教育	米多比児童館利用促進事業（児童館まつり事業）	児童館で実施している事業を含んだ内容で児童館まつりを実施する。【青少年育成課】
	市、団体	参加	社会教育	青少年体験活動推進事業（子どもわくわくフェスタ事業）	青少年育成活動団体により運営委員会を設置し、舞台での活動発表やブースの設置等によりさまざまな団体の活動を披露する。【青少年育成課】
	市	啓発	社会教育	青少年育成活動情報発信事業	活動の情報収集を行い、情報提供並びに報告を掲載した情報誌「こがっち」を作成する。【青少年育成課】
	市	啓発	文化・芸術	公共施設美術品展示事業	寄贈された作品やプロ・アマ問わず優れた作品を無料で借り入れ、展示条件を調整し運搬し展示する。【生涯学習推進課】
	市	支援	文化・芸術	糟屋地区美術品展示支援事業	糟屋地区の優れた市民の美術工芸作品が集まる機会を活用するため、文化協会へ支援（会場準備、作品展示等）を行う。【生涯学習推進課】
	市、団体	参加	文化・芸術	童謡発表事業（童謡まつり事業）	市民グループによる発表、市民が鑑賞するためのゲストの公演や、発表の機会など、次世代につないでいくための童謡コンクール等を実施する。【生涯学習推進課】
	市	支援	文化・芸術	音楽鑑賞支援事業（市民音楽祭事業）	市民音楽祭を実施するために、会場の確保と補助金の交付を行う。【生涯学習推進課】
	市	啓発	文化・芸術	野外音楽鑑賞事業（プロムナードコンサート事業）	屋外に仮設のステージと客席を設置し、音響・照明を配置し、プロの楽団によるコンサートを実施する。【生涯学習推進課】
	市	啓発	文化・芸術	音楽鑑賞事業（ロビーコンサート事業）	リーパスプラザのホールを会場にして、アマチュアの演奏家によるコンサートを実施する。【生涯学習推進課】
	市	啓発	文化・芸術	歴史資料企画展示事業	郷土の歴史民俗や先達・考古などテーマを設けて企画展を開催する。【サンフレアこが】
	市	参加	健康づくり・スポーツ	スポーツ活動促進事業	地域や事業所によるチームが参加して、市内をタスキリレーでつなぐ駅伝大会を実施する。【生涯学習推進課】
	市	啓発	社会的課題	安全安心まちづくり推進事業	防犯をテーマにした市民大会を開催する。【総務課】
市、ボランティア	参加	健康づくり・スポーツ	ウォーキング促進事業（市民ウォーキング事業）	古賀市内にコースを設定したウォーキング大会を年2回実施する。【生涯学習推進課】	
市	啓発	健康づくり・スポーツ	心の健康づくり啓発事業	こころの健康づくりに関する講演会や、ゲートキーパー養成研修を開催する。【予防健診課】	

主な対象者	学習機会の提供者	学習の形態	学習の分野	事業名	内容及び担当課
市民全体	市、団体	参加	健康づくり・スポーツ	福祉関係機関連携啓発事業（健康福祉まつり事業）	健康・福祉をテーマとしたさまざまなブースを集めた健康福祉まつりを開催する。【福祉課】
	市	啓発	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業	著名人を招聘し、介護予防に関する講演会を実施する。【介護支援課】
	市、ボランティア	講座	高齢者福祉	認知症サポーター養成事業	キャラバン・メイトが講師となり、認知症についての理解を深めてもらうための認知症サポーター養成講座を実施する。また、小学生向け認知症サポーター養成講座「オレンジ教室」を実施する。【介護支援課】
	市	支援	社会教育	レファレンスサービス事業	資料を調査したり、相談に応じ、情報を提供する。【サンフレアこが】
	市、団体	講座	社会的課題	社会人権・同和教育推進事務	社会「同和」教育推進協議会へ委託し、人権教育・啓発活動を実施する。【人権センター】
	市	啓発	社会的課題	隣保事業情報発信事業	サロンスペースを活用し人権啓発物を展示したり、隣保館リーフレットを作成する。【隣保館】
	市	参加	社会的課題	地域人権啓発事業	人権問題等を軸に据えた地域交流会を企画し、開催する。【隣保館】
	市	啓発	社会的課題	人権尊重啓発事業（人権を尊重する市民の集い事業）	12月の人権尊重週間中に、人権をテーマとした講演会を中心とした市民の集いを開催する。【人権センター】
	市	啓発	社会的課題	人権啓発事業	人権啓発冊子の作成や、人権啓発ビデオ購入、人権の花運動を実施する。【人権センター】
	市	啓発	社会的課題	同和问题啓発事業（同問題を考える市民のつどい事業）	7月の同和问题啓発強調月間中に、同問題をテーマとした講演会を中心とした市民のつどいを開催する。【人権センター】
	市	啓発	社会的課題	人権教育・啓発情報発信事業	人権に関する情報をパネルなどを使い情報発信する。【人権センター】
市	啓発	社会的課題	男女共同参画啓発事業	男女共同参画啓発推進委員と共働でつどい・セミナーの企画、運営を行い、つどい・セミナーを開催する。【総務課】	



平成 26 (2014) 年 3 月 発行  
 編集 / 古賀市教育委員会 生涯学習推進課  
 〒 811-3103 古賀市中央 2 丁目 13 番 1 号  
 TEL 092-942-1347